公益企業の財産評価問題と減価償却観念の発達

-米国におけるレート・ケースの発展を中心として――

西 Ш 義

朗

→減価償却概念の混迷時代

口初期減価償却認識の動向

四減価償却概念の確立 (三廃棄準備及び取替会計時代

二、公正価値原則の成立 公益企業統制の基礎

序

―減価償却観念の反省

減価償却観念の発達

投資額基準への転換 再生産費説の滲透

五 四 丰

序

とする課題も、帰するところは減価償却観念の形成とその発展の問題を中心としている。 近代設備産業の会計理論上、これまで最も論議が重ねられてきたものは、減価償却問題である。ここに検討しよう

公益企業の財産評価問題と減価償却観念の発達

七九

最

5

を通して、いわゆる減価償却認識の発展経緯と醇化過程について、再反省をなし、その将来に対する一つの展望を試 議が、企業会計上の減価償却とどのような関係を有してきたかを吟味し、そこにおける主要な問題点についての検討 初どのような問題との関連において展開されてきたかを明らかならしめ、またこの問題に関する実際の経験に基く論 この減価償却観念が、公益企業(public utility)という特異な性格を有する設備産業の領域において、

るものは公益企業であり、 というのは、 一般的にみても、 またその経理問題について、特に強い社会的関心が払われてきている分野が公益企業にほ 企業として最も古くから減価償却の対象とされる固定資産を巨額に保有してきてい

みようとするものである。

blic tegulation)を受けてきている。その規制の中でも、特に用役価格、すなわち料金の統制がその主眼となってい 周知のごとく、 公益企業は、 生活必需用役を独占的に、しかも不断に供給する事業として種々の公共的規制 (pu-

ることはいうまでもない。

したがって、公益企業の経理問題の特質は、

料金統制問題にその焦点がしぼられてくるの

ならないからである。

却と不可分の関係において、まずとりあげざるを得ないのも、料金統制を目的とする会計(accounting for rate regu-である。この種企業の減価償却に関する観念の特殊性もこの点に求められる。また、ここで、財産評価問題を減価償

lation)ということが、こゝでの基礎前提をなすからにほかならない。

わが国において、公益企業の料金統制、 ないしそのための公正な料金設定 (rate-making) ということ

が、厳しく会計理論的に、また実際上切実に問題とされるようになったのは、今次大戦後のことである。これは、わ

のは、 的諸要因を吟味して、 誤す場合のごとく、 てきたことによるものとみられる。これがために、 が tal)に基く経営を建前として営まれてきたからにほかならない。しかして、 principle)に立脚する行政的判断のみが、その基調をなしていたのである。 公益企業料金を決定するに当っては、 たものは、 る費用計算、就中支出を伴わない企業出費としての減価償却のごときは、それほど意識的に問題とされなかっ 形成と発展問題を究明するための最もよき手がかりを与えてくれるものといいえよう。 の長年に亙る公益 国の主なる公益企業が、 るのは米国に 公益企業料金の統制問題を、 今次大戦後、 したがって、 同国の裁判所並びにこの種企業の統制団体たる公益企業委員会であった。 おいてである。 企業統制についての経験と、 一方的、 この わが国で公益企業における減価償却の重要性が反省され、 消費価格に合理的に反映せしめるという考え方は殆んどみられなかったといってよい。 種企業の自立採算(self-supporting) 鉄道、電信、 行政的判断をもって消費者に賦課してきたのである。 この種企業の生成時代から、その経済的存立と発展にかかわらしめてとりあげてきて これは、 公共的財政目的とともに、 電話事業をはじめ、電気、 同国における大部分の公益企業が、 それらをめぐる数多くの論議は、 事業用役の供給価格としての料金設定は、 実は、米国における公益企業の規制理念をその基調としている、 が問われるようになってからのことに属する。 いわゆる負担力主義 ガス、水道に至るまで、すべて官業的に経営され したがって、企業の資本経理を前提とす その頭初から、 かかる経営原則を維持、 種々の論議が重 最初に そこでは、 したがって、 (what the また、 かかげた近代減価償却観念の 私的資本 用役生産のための経済 一ねられるようになった あたかも住民に税 わが国における最近時 traffic 米国における両者 発展せしめてき (private capi-従来、 たので

の公益企業統制方式の基礎理念となっているものも、

5

るレート といっても大過はないのである。それゆえ、本稿においては、米国における公益企業の統制問題、 ケイスと、 統制団体の経理統制を中心として、課題の研討を試みようとするものである。 特に裁判所におけ

る伝統的減価償却観念の背景をなす財産評価問題の輸郭を明らかならしめた後において、本論に入ることにしよう。 なお、 (Public Utility Regulation)の発端にまで遡って問題の所在を吟味することから始め、 この問題の特異な性格をその根底から究明するために、最初、一応近代的公益企業統制、 さらに、この分野におけ ないし公益企業規

一 公益企業統制の基礎

て制度的に確立したものは、 自由主義経済を基調とする米国において、 一八七七年の有名なマン事件(Munn V. Illinois)であるとされている。 私有私営を建前とする公益企業の料金統制を、最高裁判所の判決を通し

(grain elevators) の最高料金を州政府が規制したことに対して、業者がこれを連邦修正憲法第十四条の認むるいわゆ このマン事件は、 当時最大の穀物市場たるシカゴにおいて、鉄道による穀物輸送の関門を扼していた穀物倉庫業

業経営の価格面における自由競争を根本原則とし、また公共的事業でもこれを実践 であったように ――してきたこの国において、 かかる公共的制約が合法視されたことはまさに重大問題であった。こ ――この頃までの鉄道事業がそう

る私有財産権の侵害であるとして裁判所に提訴し、図らずも破れたケースである。というのは、

それまで一般に、企

のとき裁判長ウェイト (Waite) が下した判決の主要部分とみられるものは次の通りである。

「私有財産(private property)は、その用途が結果的にみて公共的効果をもたらし、社会一般に影響を及ぼす揚

公衆が利害を有する事柄の利用に供する場合には、 公共の利益に関与する(affected with a public interest)ことになる。したがって、人は、自己の財産を 彼は事実上かかる利用に基く公衆の利益を認むるものである。

を承認しなければならない。彼はその財産の利用を打切ることによって、 そして、彼はそのようにして自己の創り出した公益のおよぶ限り、 一般の福祉のために、公共の統制を受けること 右の承認を撤回し得るが、 その利用を持

「原告は、財産の所有者は、 たとえその財産が公共の利益に関与していても、その利用に対する正当な代償を受け

続する限り、公の統制に服さなければならない。」

料金の正当性を定める慣行となっているのである。即ち、より適切な表現をとれば、立法府が料金の最高限度を定 際はそうではないのである。慣習法の支配する国々では、 る権利を有し、 その限度を越えて料金を課すことは、不当であるとしているのである。」 また、 その正当性を決定することは司法問題であり、 非常に古くから、立法府が右のごとき事情の下における 立法問題でないと主張している。しかし、実

不介入主義をとったことについてもその訂正が要請された。 味内容をめぐって、これをさらに限定する論議が展開された。また立法府に料金統制の絶対的権限を認め、(2) 右の判決に対しては、その後種々の異論が提起され、特に財産の用途が「公共の利益に関与する」ということの意 したがって、公益企業の成立要件なり、 公益企業統制 裁判所

正当な在り方については、 `かしながら、このケースの判例によって強調された、社会における公共的必需事業施設としての公益企業なるも なお問題を後に残したのである。

のの存在と、 その料金規制 の不可避性ということに関しては、その後異論の介在を許さず、これが公益企業統制の基

橋大学研究年報

商学研究 5

金統制史上における画期的なケースとして、今日に至るまで重視されてきているのである。 礎前提をなすものとして、今日まで承継されてきているのである。それゆえ、マン事件は、米国における公益企業料

マン事件を契機として展開されてきた公益企業の統制問題は、最初のうち、

かかる統制の及び得る限界、

review)を加えざるをえなくなったのである。 (§) ないという県念があったからにほかならない。そしてこの県念が、たんなる危惧にとどまらず、現実に私有権侵害の ケースとなって現われるに及んで、裁判所としては、 政策をとる場合、それによって間接的に私企業財産の収奪(confiscation)が生じても、 みられたごとく助長政策を構じている限りにおいては、それほど問題はないものとみられたのであるが、 れら統制者の一方的な裁量に委ねられるべきものとされたのである。だが、このような無制限の統制権を認めようと ないし公共団体の行政的判断のみをもって、公共的統制を受くべき企業が定められるばかりでなく、 統制権の最終的帰属という、主として法律上の権限問題に焦点がしぼられた観があった。すなわち、 いわば政府独裁主義には、繰返し反省が加えられた。というのは、公益企業に対し、これらの機関が、(4) 公益企業の行政的料金規制措置に対し、司法的審査 独裁主義の下では救済され得 その料金も、 頭初は、立法府 逆に低料金 (judicia) 初期に

(Judicial Review)の基準をめぐって展開されることとなったのである。裁判所優位の国柄とはいえ、このようにし 裁判所の司法的審査によって決定されることとなったのである。そこで、 やその代理機関、 このようにして、本来行政的機能に属するものとされた公益企業に対する料金統制の合法性は、最終的に、 ないしは公益企業委員会 (Public Utility Commission) の規制を制約するものとしての「司法審査 公益企業料金統制問題は、 その後、 立法府 やはり

たらす結果を導いたものといえよう。 公益企業の料金統制にまで司法的制約が加えられることになったことが、この問題についての絶えざる係争をも わが国では、 資本主義体制をとるとはいえ、 いまだ曾てこの種の問題が司法的

裁定にまで押し及ぼされ、これが論議の対象とされた例をみないのである。

収奪行為の有無を審査する問題としてとりあげてきている。 米国連邦最高裁判所は、 もともと公益企業の統制問題を、 したがって、 前述のごとく、 私有財産の公共的利用に基く

ま

したがって、 定することが先決問題とされたのである。というのは、報酬を受くべき財産は、稼働中の多種多様な企業財産であり、 施設の収用 れまで行政権に基く事業用財産の公共的収奪行為の有無を、 の後段に規定する、「私有財産は公正なる報償なしに公共の用に供されることなし」というところの、 公益企業用に供されている財産額を正当に把握することが何よりも必要であった。すなわち、 (eminent domain or condemnation)、もしくは公共団体の事業買収 (public purchase) に際しての買上 それらを全体として正当に評価することは、 実際上容易なことではなかったからである。 当該財産の評価に関連して裁定した事例は、 その裁定をなすための前提条件として、 修正憲法第十四条 私有財産 裁判所 土地その他

そ

な財産評価額とはその趣を全く異にするものであった。しかも、 ったのである。 したがって、 裁判所としては、従来の単純な評価観念のみをもってしては、この問題に対する当時者 ――間の利害を公平に裁定しえないことが漸次判明したのであるが、 これらについてのケースは、 それ程多くみられなり しからば、ど

会社すなわち投資家と消費者

公益企業の財産評価問題と減価償却観念の発達

であった。これらはいずれも、 価格についてであった。それは、

後に詳述するごとく、

事業にとって一種の処分価値、ないしは財産の包括的譲渡価格 (commercial value)

継続事業としての公益企業における料金統制の前提となるよう

八五

八六

のような基準をもって、い かに評価するならば、かゝる目的を果す評価本来の趣旨に添いうるか、これを明確に示す

いまだ企業財務についての認識が未発達な当時としては、実際困難な問題であったのである。

ことは、

(1) マン事件が提訴された一八七〇年代は、米国経済が農業国より工業国への発展途上にあった過渡期の時代である。また、 この頃飛躍的な拡張を続けた鉄道が西部地域に達し、農産物の供給を急速に豊富ならしめたため、価格は著しく下落し、その

されたのである。マン事件の判決は、かかる状勢の下において、世論の支持する統制立法を合法視して、公共的料金規制(rate に穀物倉庫事業に向けられた。その結果、州法令をもってその運賃並びに倉庫料金を規制するグレンジャー法が相ついで制定 状と不公正を打破するために起った「農民運動」(Granger Movement) の鉾先は、まず穀物輸送機関としての鉄道事業並び ため農業恐慌を招いた時代である。また、この頃鉄道は投機の対象とされ、不当な差別待遇もなされた時代である。かかる窮

(2) マン事件以降、公益企業の性格を法的に限定しようとしたケースは少くないが、当時の最高裁判所が考えていた事を後に 必要という観点から判断されたのであるが、その限界は必ずしも直ちに明確にされたわけではない。(Wolff Packing Co. v 整理して示された判例によると、大要つぎのごときものであった。結局事業の独占性と、古くからの慣例、さらに一般社会的

rcgulation)を是認したのである。

Court of Industrial Relations of Kansas, 1923) れた公共的用役を提供すべき一定の義務を課せられている者(鉄道その他の Common Carrier にして、公共機関の機能を分 一、公共的に認められた特権をもって事業を営むもので、明示されると否とにかかわらず、公共団体の構成員によって要請さ

担する補助者と認められるものを意味する。)

二、あらゆる職業の統制が、 植民地法あるいは議会の立法で行なわれていた最も初期の時代から、 引続き統制されてきたもの

に従事する者を意味する) 特に公共的利害に関係することが認められた職業に従事する者(製粉所、鍛冶屋、旅館業等これに準ずる歴史的類似職業

意味する。この第三の範囲を産業の発展に応じ拡大することが、その後の中心問題となった。) 従うようになった事業(一、二以外のもので、公益の便宜のために営業許可(license or permit)が与えられているものを 最初、公共的職業とはみられなかったものでも、現在公平にみてそうなったと認められるもので、その結果政府の統制に

- 3 判所はそのような統制には干渉すべきであるという消極的意見が明かにされている。 Northwestern Railway Co. V. Day (1888)等の諸事件において、当局が明かに不当な料金を強制するような場合には、 Spring Valley Water Works v. Supervisors (1884), Stone v. Farmers Loan & Trust Co. (1886), Chicago and
- 4 lway Co. v. Wellman (1892) 及び Budd v. New York (1892) のケースにおいては、マン事件で樹立された原則をその 社に対し「正常なる法律上の手続」をふまないものと裁定したのである。しかし、その後 Chicago and Grand Trunk Rai-決が覆された。このとき、最高裁判所は、委員会の決定した料金を絶対祝してその適法性を吟味することを拒否したのは、 員会が決定した料金は、公平にして、合法的料金であることの最後的及び絶対的なものである」というミネソタ州裁判所の判 まま支持する判決が下されている。 Milwaukce & St. Paul v. M.nnesota (1890), のケースにおいて、「州政府より、料金統制権を附与されている鉄道委
- 3 Francisco Railway Co. v. Gill. (1895) のケースにおいて再確認している。 を指摘し、司法審査権に基く統制料金の取消命令を発動している。かかる司法審査を加えるべきことを引続き St. Luis & San Reagan. v. Farmers' Loan & Trust Co. (1894) のケースにおいて、はじめて不当な料金統制による財産没収の事実

二 公正価値原則の成立

便宜のために会社によって使用されている財産の公正なる価値でなければならない。」ということを、このケースに 準として、いわゆる「公正価値」(Fair Value)の観念が樹立されたからにほかならない。すなわち、最高裁判所は、 評価論争の発端をなしたことはあまりにも有名である。というのは、この事件で公共的統制料金の当否を裁定する基 年のスミス事件 (Smyth V. Ames) おいて強調したのである。 「立法府の認可を得て公道(high way)を維持する会社が課す料金の妥当性を示す、すべての計算の基礎は、 米国において、連邦最高裁判所が公益企業料金統制問題に介入し、その一般的審査基準を確立したのは、一八九八 であるとされている。このスミス事件の判例が、その後における公益企業財産(~) 公衆の

けられたのである。それゆえ、このような公益企業統制の公準を指して、「公正価値に対する公正報酬の原則」、 し得ることは、公道の使用に対して会社の提供する用役の妥当な価値以上をとられないということである」と結論づ に使用しているものの公正価値に対する『公正報酬 し」という根本原則が確立されたのである。そして「会社が権利として要求しうるものは、会社が公衆の便宜のため 、は簡単に「公正価値原則」(fair value principle)ともいわれてきているのである。 右の判決によって、一般的に公益企業の料金は、「企業用財産の公正価値を料金基準(rate base)として算定すべ ところで、公共的料金統制に対し、裁判所が私有財産保護の見地から、右のごとく公正報酬を重視することは当然 (fair return)』である。他方において、公衆が権利として要求 ある

であるとしても、その他の料金水準(rate level)を構成する諸要因をさほど問題としなかったのは、それらの要因に 当事者間における意見の不一致をみることが比較的少なかったからである。

料金単位価格を構成する要因をレート・ベイス方式で示せば次の通りになる。

(公正価値×公正報酬率)+営業費 用役の単位総量

安定したものとみられ、また営業費(operating expences)については、 きいのである。しかしながら、公益企業における給付総量は、一般に漸増の趨勢を示しながらも事業の性質上比較的 右によって明らかなごとく、単位料金の高低は、 用役の給付総量並びに営業費の多寡に左右される割合が実際上大 例外を除き、 特別の査定を経るまでもなく、

ない限り、 その実績が是認されてきたのである。これは、労務費、原材料費等の営業費の価格については、それらが特に異常で 確実な根拠をもつ実際原価(actual cost)によることを妥当視してきたからにほかならない。(2)

平均値等を斟酌して、それぞれの時期における各公益企業の標準的な報酬率が、例えば八パーセントあるいは七パー だが、この報酬率についても、 つぎに、右の算定方式では、 トというように算出されてきたので、報酬率自体の高低を問題とすることは、 同種企業の平均報酬率、 公正報酬額を直接左右する報酬率(fair rate of return) あるいは一般企業における長期借入資本利子率と利潤率との 最近までほとんどなかったのであ が当然問題となる筈である。

このようにして、料金設定(rate-making)に際し、公正価値、すなわち財産評価額以外の要因については、その

る3

れに、しばしば指摘されてきたごとく、スミス事件において示された公正価値の算定基準が明確性を欠いていたこと 多쫋を裁量する余地を殆んど残さなかったために、問題はもっぱら財産評価に集中されることになったのである。そ

が、その後の評価論争の動因ともなったのである。(4)

(1) スミス事件は、 である。 りあげられていたので、最高裁判所としては、公益企業料金統制に対する基本的な裁定原則を確立する必要に迫られていたの うだけの甚だ要領を得ない判決が下されていたのである。 に亙って決定することのできる確固たる根拠は得られず、従って問題の決定には、多くの要因が考慮されねばならない」とい 難点があることを指摘し、 州において鉄道最髙料金統制法に対する司法審査基準が問題となったケース (Union Pacific Railway Case) に端を発して いる。最初、巡廻裁判所でこの問題がとりあげられたときは、種々の判断基準を示しながら、その何れによることにも実際上 リーガン事件ではじめて料金統制に対する司法審査権の発動された年、すなわち一八九四年にネブラスカ 結論としては「立法府によって決定された料金が、公正にして妥当であるか否かを、あらゆる場合 しかもこの頃、 同じようなケースがいくつか他の下級裁判所でもと

(2) スミス事件以前には、最髙裁判所は、一時、料金統制に際して統制団体が営業費を吟味する権限があるものとしていた。 ens; Economics and Public Utilities, 1950. p. nagement function) に属するものであり、公共的統制権限外のものとみられるようになったのである。 加えることは認められた。また非能率による費用の削減も、 な性質を含むもの、例えば役員の俸給とか役員及び従業員の年金、 しかし、後にはその適正性を判定する基準を示すことが困難であり、 . 128) 明確な証拠が存在する場合に限って認められた。(E. W. Clem. 寄附金の類、 またその適正額を査定する問題は、 関係会社への報償的支払金等について査定を しかし、 本来経営職能 利益処分的

であるが、それでも大体八パーセントを最高として、最低六パーセント程度であり、この頃は七パーセント及び七・五パーセ が最も多かったといわれている。なお、一九一五年以降、一九二六年に至る十四年間の主なる業種別公正報酬率の平均値は、 一九一五年以前に、個々のケースにおいて妥当視された公正報酬は、州により、また業種によって相当開きがあったよう

平均値は七・一七であった。(Nelson Lee. Smith: The Fair Rate of Return in Public Utility Regulation, 1932, p.

電気七・五八、ガス七・四七、天然ガス七・九六、市街鉄道六・七二、電話六・九七、水道七・〇二であり、

公益企業全体としての

財産の公正価値を測定するに当り、考慮さるべき事項として、裁判所が示したものは、 一、最初の建設費、二、 永久的改

善に支出された額、三、発行済み株式及び社債の名目額と市場価額、 のすべてを考慮し、何れを特に重視するかは、 によって特定された料金の下における財産の推定収益力、六、営業費の支払に要する金額であった。 個々の場合に応じてそれぞれ公平に判断し、さらに、以上の諸項目以外の事項 四、最初の建設費と比較しての現在の建設費、 そして、これらの諸項目 Ą

Ξ 再生産費説の滲透

を考慮しても差支えないというのであった。

に 米国における公益企業の料金統制が、 評価問題がこの種企業の重大関心事となったことは、 財産評価を基礎として、裁判所により最終的に審査されることになったため 前項の記述で明らかならしめた通りである。

ところで、裁判所が宣告した財産評価基準としての公正価値そのものの内容は、既述のごとく一義性を欠き、 曖昧

模糊たるものであった。そこで、公益企業の利害関係者は、 それぞれの立場において、そのときどきにおいて有利と

公益企業の財産評価問題と減価償却観念の発達

九一

例において、漸次優位性が認められるようになった財産の現在価値としての再建設費(reproduction cost of constr-ける公正価値算定基準の第一に掲げられた「最初の建設費」(original cost of construction) ないし事業への投資額 uction)、ないし再生産費を論拠とするいわゆる時価主義(Value Basis)であった。その他の基準ないし評価事項は、 (invested amount)を原則視するいわゆる取得原価主義 (Cost Principle)である。いま一つは、スミス事件以降の判 する評価基準をとることを主張して譲らず、それがために、公正価値の評価基準をめぐる係争が繰返されることとな 大体二者の何れかに附随せしめられたのである。ただ財産の推定収益力 (probable carning capacity) を評価基準と ったのである。これらの主張のよって立つ論拠は、大別してつぎの二つに分たれる。一つは、スミス事件の判例に 頭初しばらくの間問題とされたのであるが、それが本来決定すべき料金水準によって左右されるものでほりに

解すべきであるという見地に立脚するものであり、裁判所における小数判事の意見にも添う主張であった。(3) 酬を受くべき公益事業用財産は、 式発行価格及び社債名目額)をもって公正価値とすべきであるという主張を併せ行なったのである。これは、 することを有利としたからにほかならない。また、一部の会社では、公益事業用に資金を調達したときの資本額(シ) の傾向にあり、その上建設方法も改善されて建設費は低下の一途を辿っていたので、設備建設頭初の価格を評価額と あるから、この場合明らかに循環論法に陥入ることになるので、その後論外とされるに至った。 ところで最初のうち、公益事業会社が主張した評価基準は、スミス事件においてもみられたごとく、事業への投資 すなわち「原価主義」であった。これは、周知のごとく、南北戦争以後二十世紀の初め頃まで、一般物価は下落 個々の具体的財産価値の集計額とみるよりは、その全体を賄うに要した「資金」と 公正報 (株

費者の利益を害するものと解されたのである。 (4) る財産価格の査定時における評価を通して、結果的に出てくるものとみられていたのである。 得のための正当な支出額を求めるということは、最初のうち考慮されなかったのである。 れていたからである。 せしめるということだけではなく、 って、このような状況の下において、会社の実際の財務数値に基く取得原価を評価基準とすることは、 右のごとき主張に対しては、当然、消費者大衆の利益を代表する企業統制団体は、当該財産の評価時における再建 実体財産の過大評価額を基礎とする名目資本の水割(watering) すなわち「時価」を基準とすべきことを主張したのである。というのは、評価基準をして建設費の低落に即応 建設費に算入されている場合が少なくなかったのである。 殊に開発期の鉄道事業においては、企業にとって過大な買収費の負担や、計画の失敗等に伴う 過去の建設費に多くの浪費部分を含むことが、 なお、 かかる過度な支出や過大評価部分を個別的に除去して、 また他方において、 が、しばしば行なわれていたのである。 当時の公益企業財務の通弊とみら 会社の証券発行の面からみて それらは、 単純に、 明らか に、消 現存す したが

という曖昧な態度をとったのである。ところが、右の両者の主張は、その後、主として物価事情の逆転によって、そ(6) となったのである。 のところを変えることとなった。すなわち、 般物価の上昇をみるに至ったにも拘らず、 そこで、 公益企業としては、 公益企業料金の引上げは抑制され、そのため公益企業は窮地に立つこと スミス事件以降、 料金水準引上げを要請するために、その前提をなす料金基準を時価 さらに第一次大戦直前より大戦後に かけて、 急速なる

とを主張したのであるが、

裁判所は、

その何れをも原則視することを避けて、

最初、

公益企業は過去の取得原価ないし投資額を、

また統制団体は再生産費を評価基準とするこ

各ケース毎にあらゆる条件を考慮する

橋大学研究年報

商学研究

5

益企業の経営は益 に求むべきことを主張せざるをえなくなったのである。これは対して統制団体は、専ら消費者の利益を擁護する見地 かかる異常な高物価水準に基く時価評価額を料金の算定基準とすることに反対の立場をとったことはいうまで さらに、 積極的に物価高騰の抑制手段として、低料金政策を堅持することに努めたのである。 |々窮状に陥入り、中には財政的破綻を招く会社も出てきて、その救済を裁判所に求めざるを得なく そのため、

\$ から

ない。

なったのである。

かる状況は、 第一次大戦後一九二〇年代の末、すなわち大恐慌に至るまで続いたのである。この間物価は急激に

上昇し、建設費もこれに比例して高騰の一途を辿ったことは周知の通りである。そこで裁判所としては、 ト・ケイスにおいて、 すなわち公正価値を無視するものとして、これらの主張を否認する態度を明らかならしめるに至ったのである。(8) 統制団体が主張していた戦前の物価を基準とすることは、 会社財産の真実なる価値 当時のレー (real

ることとなった。 憲法上の保護を受くべき財産は、所有者がそのときに所有している財産であり、 裁判所が再生産費説を支持した基本的理由、 並びにこの説の理論的根拠は次の諸点に求められる。 したがってその価値も、

その結果料金基準としては、財産の現在価値(present value)ないし再生産費(reproduction cost)

が優位を占め

本

来現在価値でなければならない筈である。このことは、個人所有の財産であると、法人所有の会社財産であるとを問 わず妥当する。 したがって、公益企業料金算定のための基準をなす企業財産についても、 料金設定時における現有財 かかる意味において、

またそのこと自体正当視され得ない、と解されたのである。(?) 産の評価額が求められねばならない。 過去の取得原価を、 現在の価格決定要因とすることは、

る。 る。 動 ことになるであろう。 ともやむをえない て強いることは、 に建設した過大設備の負担に苦しむ結果となることは理の当然である。 を促すこととなるであろう。 度まであてはまるに過ぎないのであり、 ほど不都合を生ぜしめないものと解されがちである。 ものであり、 ことの合理性を認めようとするものにほかならない。 とが妥当視される。 る資本の逃避を招き、 の影響を受けるものであり、 公益企業をか を企業に強制するならば、 このことを無視して、 また需要の弾力性もあまりないために、 :かる事態に陥らしめることは、 ものとするならば、そのような不利な事業への資本の誘引は困難となり、 私有私営を建前とする企業にとって酷であるばかりでなく、 これは、 少くとも、 企業の畏縮を生じ、 その後低物価時に至れば、 自由経済社会における需給適合の一般的法則を、 少なくとも長期的には一般産業と同様の経済法則に従う需給活動を営むものとみられ 現在の株主の利益を害することは明瞭である。 高物価時には料金は一般物価に比し割安となって過度の需要を刺戟し、 市場価格から遊離した固定的な供給価格、 絶対的とはいえない。 ひいては公益企業の必需用役供給義務を果すことが困難となる虞れ 消費者にとっても不利であることはいうまでもない。 その価格を公共政策的に固定せしめておいても企業経営にそれ 通常の解釈としては、 しかしこの解釈は、ごく短期間 逆に料金は割高となり、 公益企業経営といえども、 このような犠牲を、 換言すれば固定的料金基準 公益企業の用役は、 もし公益企業がかか 公益企業の用役給付価格にも適用する さらに、 需要の減退を招き、 の経営活動についてのみある程 現在公益事業に投下され 一般産業と同様に、 事業の公共性 企業の発展は阻 独占的に供 る統制 企業は高物 それゆえ、 (fixed に服するこ の故をも 事業の拡 害され 給され

価

が 料 あ て る

公共的見地からする料金統制は、 とを本旨とし、 金基準としての財産評価は、 料金水準自体の変動を矯正することは、 原則的にはそのときの市場価格、すなわち再建設費にその根拠が求められるべきである。 ただ独占的潤利が加味されたり、不公平な差別料金が課せられることを排除するこ 最少限度にとどめるべきである、 と解されたのである。

は、どのようにして算定されていたかというと、 以上が、再生産費説を支持する主要な論拠であった。しからば、右のごとき見解に基く料金基準としての再生産費 現実の公益事業用財産を実際に調査して評価したのである。 例えば

点に立脚するものであり、しかもそれは監定人の行なう監定と同様に考えられていたのである。なお、 ゆる評価技師 (engineering appraiser) であった。 価額を推定して、 実査に基き物量的に決定し、各要素別単位原価の時価を基礎として各種財産別再生産費を求め、 電気事業では、 有形固定資産を発電設備、 これを評価額から差引き、 固定資産評価総額に対する若干割合をみるというのが普通であった。(®) 送電設備、配電設備に機能的分類を行ない、それぞれの設備の単位数値を 財産の現在価値を算出したのである。 したがって、その評価はもっぱら土木、 この計算を担当したものは、 建築、 同じく実査に基く減 機械等の技術的観 無形固定資産 いわ

や流動資産については、

このように、

料金設定方式が技術的査定を基礎とした十数年間というものは、

会社は、

裁判所が固持した既述のごとき公正価値の観念には添わないものと断定されるに至ったのである。 (ロ) 評価に当らせ、 上ほとんど不可能であった。 (sprit inventory method) 料金問題の係争に備えたのであるが、統制団体の側では、自からかかる実地評価をなすことは、 それゆえ、過去数年間の財産額の平均値、 による料金基準の算定方式を主張してきたのである。 あるいは取得原価と時価とを折衷する分割評 だが、 専属の評価人を擁して常時 これらは、 当時の最高 実際

たので、最高裁判所は、終に再生産費時価による評価を料金基準としての「公正価値」と認めるに至ったのである。(⑴) 産費計算の単価に選んできたのである。しかし、一九二○年代の半ば以降に至っても物価下落の兆侯がみられなかっ のまま評価基準とすることを是認したわけではない。引続き騰貴の傾向をとってきた「数年間の平均価格」を、 のである。裁判所としては、最初のうち高物価水準の異常性に対する危懼の念から、そのときどきにおける時価をそ 以上のごとく、再生産費時価基準は、第一次大戦後の物価情勢を背景として、一般的に採用されるようになったも 再生

- Rate making and Public Purchase, 1915. pp. 42~65 Robert H. Whitten; Valuation of Public Service Corporation-Leagal and Economic Phases of Valuation for
- 2 John Bauer & Nathaniel Gold; Public Utility Valuation for Purposes of Rate Control, 1934, pp. 62~63
- (3) San Diego Rand & Town Co. v. Jasper, 1903. マサチューセッツ州は、最も古くから独自の見地(公益企業投資有価 のため。Irston R. Barnes; Public Utility Control in Massachusetts, 1930. pp. 122∼125 証券の統制保護)をもって料金統制を実施してきているが、その基準は、公正な「投資価値」としての事業資金であったとみ
- (4) Taylor E. Groningr; Public Utility Rate making 1928, pp. 8~9.
- (5) Columbs Railway and Light Co. v. City of Columbs, 1906. Cedor Rapids Gaslight Co. v. Ader Rapids, William Roy Buckwalter; The Valuation Procedure for Rate making of The Public Service Commission of

Pennsylvania, 1942. pp. 58~59

(6) Ben Avon Borough v. Ohio Valley Water Co, 1917. City and County of Denver v. Denver Onion Water Co. 1918. Lincoln Gasand Electric Right Co. v. City of Lincoln 1919.

- (n) Galveston Electric Company v. City of Galvaston, 1922
- 8 拙稿「運転資本の算定問題」一橋論叢 第三十七巻第三号 二〇頁以下参照。
- 評価法を、実際に一九一六年以降十年間程採用したニューヨーク州では、基準日を一九二〇年に至るまでは一九一四年とし、 張したのであるが、その後も髙物価が続いたため、これを漸次繰下げて、一九一七年とする場合が多かったようである。この るが、この方法を提唱した公益企業委員会は、最初、大戦前の正常物価を重視して、米国の参戦前に評価日を求めることを主 価で評価し、両者を合算して料金基準額としたのである。この場合、特に分割評価日をどこに求めるかが問題とされたのであ にして二分し、旧財産については、その基準日現在の物価水準で再評価し、基準日以降に取得された新財産については実際原 対処して採用されたこの評価法は、 に加算して料金基準を決定する簡便法として、第一次大戦前にも採用された方法である。しかし、第一次大戦後の物価騰貴に 九二一年以降は、これを一九一七年ないし一九一八年に繰下げている。 分割評価法は、 本来、 増設などが行われた際に、旧財産の価格はそのままにして、計算の明瞭な新設財産の評価額をこれ 新旧建設原価の折衷をはかる点に主眼がおかれた。すなわち、保有財産を一定取得日を境

れた。(J. M. Bryant & R. 費指数で再評価し、それ以後に獲得された新財産については、物価趨勢指数(price-trend index)で評価する方法が採用さ なお、この方法をさらに修正簡便化するものとして、以前に決定された旧料金基準額(財産評価額)について、 R. Herrmann; Elements of Utility Rate Determination, 1940 p. 44.) 現在 一の建設

- (A) Southwestern Bell Telephone Co. v. Missouri Public Service Commission, 1923. Indianapolis Water Co. v. Mc.
- (1) Mc Cardle v. Indianapolice Water Co. 1926.

投資額基準への転換

四

年代に入って漸次改められ、 料金政策上も好ましからざる結果をもたらす再評価基準からの離脱を図り、 統制方式に切替えることに成功したものとみられるのである。 Iation)を可能ならしめるよう努めてきたからである。公益企業委員会はこのとき以降、 げを命ずるに当って、 義に基く統制方式を本来の軌道にのせることに幸いしたのである。というのは、公益企業委員会としては、 低物価に即応する料金引下げを要請したことはいうまでもない。実は、このような事態を迎えたことは、この頃、既 げるとするならば、 るかにみられたのであるが、一九二○年の大恐慌後、一九三○年代の不況期に入って事態を一変せしめる結果を導く に各州において、 去の実際原価をよりどころとする料金基準を尊重せざるを得なくなったのである。これに対し、 大戦前の水準以下に逆転したからである。そのため、もし、これまでの原則通り、再生産費に基いて料金基準を引下 ことになった。 多年に亙る公益企業財産についての評価論争は、前項のごとさ論拠と実状によって、一時、再生産費基準に落着す それは、 また全国的規模の下に完全に組織化されていた公共的統制機関としての公益企業委員会の、 公益企業の倒産を招くことは明瞭となった。そこで、公益企業としては、 過去の徹を踏むことなく、実際の取得原価を基調とする有効な料金統制 周知の如く、 公正価値原則から一歩後退を示すとともに、委員会の主張する料金統制にとって有効な 恐慌後の不況による急激な物価下落のため、三〇年代の前半において建設費は さらに、最高裁判所の料金統制に対する見解も、三十 客観的な財務会計数値を基礎とする料金 技術的に実施困難にして、 再び立場を変えて、 (effective rate regu-一般消費者大衆は 料金引下 原価、 過

け

取得原価を基礎とする「投資額」を間接的に支持する態度を明らかならしめるに至ったのである。 ことによって、実質的には、委員会の統制方式の優位性を是認する見解を明らかならしめたのである。 る裁判長ヒューズ(Hughes)の判決であった。彼は裁判所が公共的統制料金の審査をなし得る限界に反省を加える に示したのは、 一九三三年の Los Angels Gas & Electric Co. v. Railroad Commission of Califronia かかる動向 事 件に を明確 お

۲ ع 1 ズは次のごとく述べている。

を負っている。 法的効力が及ぶことは当然である。しかしながら、 犯されない限り、 れるべきであり、 |料金統制力に含まれる立法的決定権は、その権能によって料金が決定されるまでのすべての過程を通じて認めら 決定された料金が財産没収であるか否かということである。 したがって、 その何れにもかかわりを持たない。立法的方法の欠陥が摘発された場合、その結果にも決定的 立法的決定のみならず、その決定をなす方法をも含むものである。 裁判所としては財産没収であることが明瞭にされない限り、 裁判所の権能は、憲法上の問題を裁定するに止まる。 しかし、この問題に対しては、 われわれは、 州政府の行為を干渉する 告訴人が立証責任 憲法上の制限 その問 題 な が

ろう。」と反論している。また公益企業も、委員会の料金統制に対する抗議手段として、再生産費評価にうったえるこ って確立した評価原則 のごときは小数意見を付し、従来の再生産費基準によるべきことを主張し、「委員会が、 (公正価値の原則を指す、筆者)の採用を拒否することは、任意の低評価を招く結果に なる で われわれの 判決に あ ょ

ことができない。」

の判決は、

裁判所の多数意見として述べられたものであった。

判事バトラー (Butler)

及びサザランド

(Suther-

最高裁判所の料金統制問題に対する前述のごとき基本的態度は変わることなく、 慎重投資額("prudent investment"— とをこれで断念することなく、物価事情の好転に伴い、再生産費評価に根拠をおく提訴を繰返したのである。(2) る現在の料金設定原則の確立をみたのである。 と押し進められ、 一九四〇年代に入って、遂に公正価値原則としての再生産費料金基準は完全に放棄され、 公共的見地から判断して、当該資本支出が正当視される金額)を基礎とす 判例上において、このことを明らかならしめたのが、 大勢は、 再生産資説より投資額説 四二年 わゆる

Hope Natural Gas Co. 事件であったことは、これまで多くの論者によって指摘されているとおりである。 Federal Power Commission v. Natural Gas Pipeline Co. 事件並びに一九四四年の Federal Power Commission v. 前 者の判

件以降、 会社が提示したこれまでの再生産費計算方式尊重の態度を否認したのである。また後者の判決においては、 決においては、「憲法は料金統制団体に対して、ただ一つの計算方式を採用することを強制するものではない」として、 しばしば引用されてきた判例の一節を示すと次のとおりである。 数十年間に亙って一般に支持されてきた「公正価値」の原則を、 裁判所自から放棄することを宣言したので スミス事

「たとえその料金が公正価値の料金基準に基いていなかったにしても、それによって会社が支障なく営業活動をな 財政を保全ないし維持し、 資本を誘引し、 また投資家の危険に対する代償を確実に支払い得るならば、

ある。

方を変えるに至ったものと解される。というのは、これまで料金統制の合法性を判断するため、 裁判所がこのような態度を明らかならしめたことによって、公益企業における財産評価問題は、 まず財産評価額 実質的にその在 の如

スとして「原価主義」をそのまゝ支持したと解することは早計であろう。 ものと解されるのである。しかしこのことをもって直ちに、一般にいわれているごとく、最高裁判所がレート・ベイ を排し、一般に認められるところの(generally accepted)、財務会計数値に裁定の基礎を置くことを認めるに至った し、初期における統制団体の独裁主義に復帰したのではない。これは、旧来の非能率な財産評価方式を支持すること(3) result)といわれるものに転換したからである。そこで、料金統制のための財産評価ということが、第一義的な役割 を果し得なくなったのである。このことは、裁判所が公益企業の料金統制問題から後退したごとくみられるが、 何ということが問題とされてきたのであるが、 公共的統制の結果からみて、綜合的に財産没収の有無を判決するという最終結果主義(doctorin of the end 裁判所としては、 かかる側面のみを重んじて司法的審査をなすことを

(accounting rate base) を採用することが可能となったのである。そこでは、財産評価額は、企業会計の計算構 もなく、自からの権能に基き、合理的にして有効な料金設定をなし得る道が開かれることとなったのである。 ともあれ、公益企業委員会は、もはや面倒な再評価手続を経ることなく、また、そのための特別の配慮をする必要 統制団体としては、挙証容易な実際原価を基礎とする財務会計数値にそのよりどころを求める「会計的料金基準」

割を果したものは、 のうちに含められる固定資産会計の改善にほかならなかった。換言すれば、それは会計的減価償却制度の導入という このように、公益企業における実体財産そのものの、固有の意味における評価という困難な問題を解消せしめる役 公益企業委員会によって設けられた統一会計制度 (Uniform Account System) の確立、 就中そ

を通じて、自ずと算定されるべきものと解する見解が支配的となるに至ったのである。

ことに求められる。そこで、つぎに、かかる意味を有する減価償却問題を中心として、最初にかかげた問題の再吟味

を試みることにしよう。

実に「財産」をいかに算定するかという問題と不可分の関係において、企業の「損益計算」の構造を究明することに求められて きたということである。このことは、公益企業における近代的減価償却の実践が、一般企業に比べて遙かに遅れをとった根本的 は、公益企業における会計の論理が、企業財務にからまる現実の相錯綜せる利害に対する、司法的裁定の試練を受けて発展して な理由をなしており、しかもそのことの故に、この問題に対する現実的理解が深められる結果をもたらしたものといえよう。 いる。両者の具体的橋渡しをなすものとして、最も紛糾を重ねてきたものが減価償却であった。ただ、ここで指摘さるべきこと 会計理論の一面をささえる支柱であるにしても、その中心課題としての地位を占めるものではない。会計理論は、このように現 会計理論の本質にかかわる課題として、長くとりあげられてきた基本問題であった。しかし今日においては、これらの諸論議は、 ト・ベイスの発展史を素描したにとどまる。これらの諸問題は、公益企業における「財産評価論」として、會ってはそれ自体が 以上は、公益企業会計問題の所在とその輪郭を明らかならしめておくために、これまで公益企業料金設定基準、すなわちレー

業報酬の変動の巾を大ならしめ、一般投機の対象ともなり、そのため企業財政を不安定ならしめる。四、物価の変動を絶えず に相違を生じ、客観的な公正を期待し得ない。三、会社の資本構成を無視し、全財産を一律に再評価することになるので、 が起る度に、その都度実施される財産評価人の評価は、主観的な配慮に左右され易く、その人と立場によって著しくその結 会的損失という点からみても看過し得ない。また、再評価には長期間を要するので、料金統制の時期をも失っする。二、問題 一、巨大な公益企業用設備財産の実地評価に要する時間と費用と労力は甚大にして、これは企業自身にとってのみならず、社

再生産費評価基準の主なる欠陥として指摘されていることは、大要次の諸点である。

考慮しなければならないので、料金を常に不安定な状態に置くこととなり、紛争を絶えず起さざるを得ない。

(α) Chesapeak & Potomac Telephone Company of Baltimore City, 1933. Lindheimer v. Illinois Bell Telephone Co. 1934. Dayton Power & Light Co. v. Public Utility Commission, 1934. Chambersburg Gas Company v. Public Service Commission, 1935. Scranton-Spring Brook Water Service Company v. Public Scrvice Commission, 1935

unting Hold by The United States Supreme Court, The Accounting Review, July 1960. p. 414.) らない。実は、このことを見失っている場合が少くないようである。(W. C. Tiewellen; Concept of Deperceiution Acco-務会計手続を通して、自律的に裁定されるであろうという基本的な会計機能の認識を基礎前提としていることを看過してはな されてきたことにもよるが、しかしそのことと共に、公益企業を中心とする、多くのいわゆる利害関係者の利害が、 しかし、裁判所がこの問題に対して消極的な態度をとるようになったのは、公益企業統制機関の活動が、実質的に充実強化 正当な財

- (4) James C. Bonbright; The Problem of Valuation, The Economic Mcrits of Original Cost and Reproduction (3) 一部の論者は、裁判所が「公正価値」の原則を放棄することは、設定料金についての司法的審査任務を公益企業委員会に転稼 (C. W. Smith; Prudent Investment Theory in Public Utility Rate Making, The Accounting Review, July 1946, P. 94) して、再び料金規制問題の出発点をなしたマン事件の頃の不干渉主義に復帰するものだという見解をこれに対して加えている。
- 五 減価償却観念の発達

Cost, Harvard Law Review, vol. XLI, pp. 603~608

一 減価償却概念の混迷時代

となっている。ということは、 に基礎をおくところのいわゆる費用配分 (cost allocation)、 の関係を保つも 企業会計上における減価償却の問題は、 のと解するのが今日一般会計の常識となっている。 減価償却は、 損益計算と財産計算の二面性を有し、 本来、 期間損益計算のためのものであり、 ないしは投下資本額の回収ということに求めるのが通説 また、 減価償却の本質を、 損益計算本位に、 財産計算との関係は、 固定資産 しかも両者 取 (得原) は不 固定資 可

産の未償却残高として、

自動的に導き出されるものと解されていることを意味する。

しかも、

このように算定される

般化

E

減価償却費の計算は、計画的、 統的減価償却観念にほ れ 財産評 たの 公益企業における旧 一価によって左右されるがごときものではないと解されている。 最近のことである。 来の減価償却観念は、 かならない。 正にこのような減価償却概念に対比さるべきものが、 規則的に実施されることをもってその特質とみられており、 右の見解とその立場を異にし、 かかる損益計算本位の減価償却概念が これが財産計算、 ここに問題とする公益企業の伝 従って、そのときどきの すなわち財産評

そ 設定に際して、まず財産評価ということが先決問題とみられてきたので、減価償却は、 か の評価総額から差引かれる金額として取扱われてきているからにほかならな わる問題としてとりあげられてきている。 この種企業の公共的統制 が未だ一般的に行なわれなかった時代、 このことは、 既に明らかならしめたごとく、 米国においては一八九〇年代以前に もし配慮されるとするならば、 公益企業では、

施されている。 素朴な観念によるものではあるが、 だがそれらは、 当時の公益事業会社の株主に対する報告書に示されたもので 損益計算ないし配当率決定のための減価償却計算が企業自身によっ あ Ď その計算根拠は心

公益企業の財産評価問題と減価償却観念の発達

て実

商学研究

5

ずしも明確なものではなく、また、首尾一貫性を保つものではなかった。この頃多くの鉄道会社では、減価償却に代 かったために、一部の例外を除き、かかる意味を有するものとして速かに制度化されなかったのである。(3) 償却認識は、最初損益計算を目的として形成されてきたことは明らかであるが、その概念は必ずしも明確なものでな また公益事業委員会(この頃は主として各州の鉄道事業委員会)においてすら、 いわゆる取替原価(replacement cost)を費用に計上していたのである。したがって、公益企業における減価 極初期においては、 最高裁判所 減価償却計

算を認容しなかったようである。

等のいわゆる資本的支出を営業費とすることを認めたのである。(4) 認され難いというのであった。しかし反面において、これ等のケースでは改良増設(betterments and extensions) 持するに心要な総ての費用であるが、実際に行なわれた修繕その他の維持のための費用以上の償却を見積ることは是 そのための準備金(depreciation reserve)を設けてきたのであるが、裁判所は、かかる減価償却費を収益より控除す このとき会社としては、その純益を算定するに当って、設備の利用に伴う価値の減耗額として減価償却費を見積り、 ける Union Pacific Railroad Company v. United States 事件並びに Kansas Pacific 公益企業における減価償却が、料金統制との関連において最高裁判所で最初に問題とされたのは、一八七八年にお 特に後者のケースにおいて否認したのである。その理由は、 会社が収益に課し得る費用は、 Railway Co. 事件であった。 その組織を維

却問題について、明確なる概念は与えられなかった。唯このときには、減価償却費は再生産費から控除されるものと その後の一八九八年における例のスミス事件において、財産に対する公正価値の原則が樹立されたときも、 減価償

体が考えていたように利益の留保であるのか明確にはされなかった。当時の裁判所は、その何れとも決しかねていた のである。したがって、この場合減価償却費が企業利益の決定上費用であるのか、あるいは、そのころ一部の統制団 みられたという解釈がなされているにすぎない。だが、既述のごとく、基礎となるべき公正価値自体の内容が不明瞭(6) なものであったので、減価償却費がどのような意味において考慮されねばならないかということは判然としなか べった

ようである。

らの脱却は今世紀に入って比較的速かになされたのであるが、公益企業の分野においては、実に三十年代に至るまで、(8) 右のごとき観念が種々の形で固定されてきたことは注目に値いする。そこで、つぎにこの間の経緯について考察を試 務上における所得計算を中心として、陳腐化(obsolescence)の問題があわせ考慮されたので、かかる技術的観念か な利用価値はほとんど変らないという観念に支配されていたものと解されるのである。他産業の場合は、主として税 によって復旧さるべきものであり、またそのように維持(maintenance)されているので、財産全体としての実態的 業財産は、時の経過によって一時ある程度部分的にその価値が減じるようなことがあるにしても、直ちに修繕や取替 対価に加えて、さらに余分な代価を課すことになるという判決を下しているのである。これは、この頃一般に公益企 ったのである。しかしその翌年には、公益企業に減価償却費の計上を認めることは、消費者大衆に適正な用役価値 例えば、一九〇二年におけるヨーワ州最高裁判所の判決では、減価償却費を利益決定上の控除項目とする見解をと

の

最も古くから減価償却を実施した企業として知られている Baltimore and Ohio Rılroad の、一八三五年九月三十日に

公益企業の財産評価問題と減価償却観念の発達

みよう。

減価償却費(Depreciation of Rolling Equipment)を計上したりしていることが示されている。 するための目的をもって、七、五〇〇ドルを損益勘定に借方記入した上で、取締役は過去六ヶ月分の配当として一・五パーセン 終る年度の株主に対する財務報告書には、次のごとく述べられている。「鉄道及び機械が悪くなる(deterioration)のをよく トを宣言した。」しかし、この鉄道会社の、その後の財務報告書には、汽関車の更新を修繕費で処理したり、あるいは車輛施設

and 1944. pp. 8~10) sociation of Railroad and Utilitus Commissioners; Reports of Committee on Depreciation for the Years 1943 の支払をそれだけ少くすることを要請するが、しかし当社をして他鉄道との競争を有利に導くものである。」(National As-計算に示されているものとを比較すればわかるのである。……減価償却は、 ることを強く勧告する。この政策の利点とするところは、われわれが示した当社の鉄道の真の原価(real cost) と、一般勘定 使途の適正な部分 (a fair proportion of what would be placed to construction)を、費用に計上する会社の政策を継続す た調査委員の報告書には、次のごとく述べられている。「われわれは、取締役諸公に対し、あるいは建設費になるかも知れない 益をあげ得るであろう」と述べている。なお、この鉄道会社の一八七四年における年次株主総会において、 (contingent and renowal fund) を設けることによって、滅価償却のための適当な準備をなした後、六パーセント以上の利 また、一八五一年二月一日付の Pennsylvania Railroad の株主に対する財務報告書において、今後「十分な臨時更新資金 当社の株式及び社債の保全をより厚くし、 株主より選出され 配当金

- an Accounting Concept, The Accounting Review, January 1956. p. 71 William E. Hooper; Railroad Accounting, 1915, p. 29. P. D. Woodward; Depreciation—The Development of
- 3 Public Utility Control in Massachusetts—A Study in the Commision Regulation of Security Issues and Rates 公益企業統制の進んだ二、三の州においては、相当早くから減価償却制度が認められてきている。(Irston

- Commission of Pennsylvania, 1942. p. 235) 1930. pp. 140~142, William Roy Buckwalter; The Valuation Procedure for Rate Making of The Public Service
- (4) Henry Earle Riggs; Depreciation of Public Utility Properties and Its Relation to Fair Value and Changes in the Level of Prices, 1922. p. 150.
- 3 G. M. Bryant and R. H. Herrmann; op. cit. p. 159.
- 6 H. E. Riggs; op. cit. p. 162.
- (7) 一九○九年の会社税法(Corporation Tax Law)が制定されたとき以来、減価償却費の控除が認められている。さらに | 九一三年の所得税法ではこれが明確化されている。(Internal Revenue Code, section 23. 1. 1913.)
- 248.) obsolescence) とよばれるものが控除された。(Earl A. Salliers; Depreciation, Principles and Applications, 1923, p. 一九一八年の歳入法以来、その所得控除が認められるようになったが、最初は「実現した 陳腐 化」(realized

8

陳腐化は、

(=)初期減価償却認識の動向

判決として示された判事ムーディ(Moody)の減価償却そのものについての考え方は、子細に吟味すると首尾一貫せ Water Company 事件であるといってよいであろう。というのは、最高裁判所が、この事件で旧来の態度を改め、料 金統制上減価償却を無視し得ないことをはじめてこのとき強調したからにほかならない。しかしながら、この事件の 米国における公益企業の減価償却論争史上最も重視されてきたケースは、一九〇九年の Knoxville v. Knoxville

ず、明確性を欠いていたのである。この判例は、その後、この分野における減価償却論争の出発点をなしたものとみ られるので、 その判決の主要部分をややくわしく引用しておくことにする。

which has come from age and use) を差引かないならば、 である。 たものである。水道会社の設備のごときものは、 「この評価は、 しかし、この方法で計算してみる場合、もし再生産費から設備の年令及び使用からくる減価(depreciation 料金制定日現在における現存設備を新しく再生産するに要する費用を、マスターが確かめて決定し その現在価値を確定するのに再生産費を用いることも一つの方法 明かにその結果は不正確となるであろう。」

確にどれだけ減額されなければならないかということを決定する困難な仕事を引受ける心要はない。 所は、このケースを取扱うに当って、財産がこうむった減価によって、有形財産についてのマスターの評価が、正 「ある設備の予想耐用命数を異にするような場合、その設備の減価額を一定時において決定することは容易でな (considerable diminution) がある筈であり、少くとも裁判所がみて、それを差引いた全体の評価額のおよそ六 しかし、 このような場合においても、 相当の減価の差引きがなされねばならないことは明かである。 ただ相当の減 ……裁判

ーセントを得ておればよいというだけで足りる。」

に分たれた。完全減価は、 を多額に控除した。 「会社の最初のケースは、建設費を精密に分析することに基礎を置いた。設備の現在価値の算定には、 た部分を指した。不完全減価は、現存し使用されている設備の価値が害われた部分を意味した。会社が権利とし この減価は、 もとの設備の内で破損あるいは陳腐化 完全減価(complete depreciation)と不完全減価(imcomplete depreciation)と (obsolescence)によって実際に使用されなくな その減価額

来す。一体、利益 否することを適当と思う。すべての増設部分を含む水道の設備財産は、その利用を開始したときから価 それが株式の過大発行に基く無理な配当の結果であるにせよ、あるいは産出物の価格を適正に算出することを誤っ れでも、もし会社がこの明白な義務を履行せず、 てゆくことになるであろう。 業会社においては、 投資(original investment) に使い尽されてゆくのをそのまま拱手傍観していてはならない。 する権利を有する。 の現在価値に加算することが強調された。裁判所はかかる方法を承認することを拒否したが、 た結果であっても、 ればならないであろう。 な準備をすることは、会社の権利であるばかりでなく、社債権者並びに株主に対する義務であり、 た財産を取替るには、 減価を補償し、 (profit) がどれだけあるかを問題とするに先立って、会社は、 公衆に対する明白な義務である。 会社は、 且つ財産の諸部分の耐用命数が尽きたときに、それを取替えることができるだけの金額を獲得 その失敗は会社自身の責任である。 かかる過程をとるならば、 新たな資本の投下によるほかはなく、そのためには、新たに社債または株式を発行しなけ 自己の財産の取替のために収得金(earnings)を留保することなく、 そしてかかる傾向は、 がそのまま残るように、投資財産の価値を収得金で保全する権利を有する。このよう 投資を害ねないように報酬を算出することを怠るならば、 財産の現在価値と社債及び株式の資本額との差異を増大せしめ 必然的に株主及び公衆の双方を害する結果を招くであろう。 もしもこれと異った手続がとられるならば、 それゆえに、 会社は、一定年限が過ぎた後においても、 価格の公共的な統制が問題となる場合、 経常の修繕に備えるば われわれもこれを拒 その財産が次第 使用できなくな 値の減価を かりでな たとえ 最初 その

て獲得すべき妥当な報酬の基礎をなす設備の価値を決定するに際して、完全及び不完全減価の金額を現存設備部分

とき報酬を得るために用いられた財産の真実価値を、過去に犯された経営の失敗を考えに入れて増大することは許

酬の基礎をなす公益企業財産の減価を、料金設定上償却費として考慮されねばならないことは一応明らかにされたの かという点が、この判例では曖昧になっているのである。 しからば、減価償却財産の基礎価格をどのように考えるか、またそれと関連して、減価償却費の内容をなすものは何 であるが、 右の判例では、減価償却認識にとってもっとも重要な問題が不明確な形で取上げられている。というのは、 それはただ、 財産価値の減耗(waste)という一般的通念だけで考えられているに過ぎないからである。

価償却観念が支持されたものと解されている。(2) とみられないこともない。 することであると述べられているからである。この部分についてみれば、償却対象としての財産価値は投資額である 段においては、 った場合には、 如き表現がとられている。しかし、この頃折衷方策として 公益 企業 委員 会が 支持してい た再生産費差引減価償却 (reproduction costless depreciation) の方法を、ここで至当と認めているわけではない。ただ、再生産費基準をと 会社の権利であると同時に義務でもあると強調されているものは、「最初の投資」を償却によって保全 財産について相当の減損が生じていることを無視してはならないというにとどまる。というのは、後 またこのような論調を重視して、一部の論者の間では、このケースにおいては会計的な減 財産から控除すべき償却費の基礎価格として、再生産費をとることを認めているかの

まず最初に、

この判例では、

かしながら、その後における一部の学者の説によれば、右の何れでもなく、端的にいって、この判例で考えられ

じた財産の減価部分を指しているものとされている。つまり減価償却 (depreciation)とはいいながら、それとは本(3) 質を異にする部分的な設備の取替原価(replacement cost)、ないし修繕不足が考えられていたというのである。 に対する判決において、さらに一層この点が明白にされているからである。すなわち、このケースでは、 て、「depreciation allowance」としたのである。 そのように計算された減価償却費の二パーセントを財産額より差引くことにしたのである。 を基礎として算定された会計上の減価償却費の控除は認められず、設備の実際の維持の繰延べ部分として、裁判所は、 このケースと時を同じくして下された同種の事件、すなわち Willcox v. Consolidated Gas Company 事件 しかもその控除額をもっ 設備の命数

ている減価償却費なるものは、

設備の実際の修繕維持が繰延べられていること(defforred maintenance) によって生

る減価償却観念が裁判所で正当に認められたものと解することは穏当を欠くものといえよう。しかし、この判決によ ないのである。 公益事業用財産の利用に伴う投下資本、すなわち資本価値 (Capital Value) の減耗ということ(これを depre-それゆえ、 実体財産の減少とからませて、これを営業活動のための費用とみたことは明かであり、その 一般に指摘されているように、この事件の判決をもって、直ちに米国公益企業会計におけ

このように、ノックスビル水道会社事件の判決における減価償却観念について、

識者の見解は必ずしも一致してい

ciation と称した)を、 付けたものとして重要な意味を有する。 特に資本価値の維持責任が会社にあることを指摘したことは、 限りにおいて、司法分野における減価償却認識の端緒を開いたものということができる。なお当然のこととはいえ、 公益企業の財産評価問題と減価償却観念の発達 ただ「完全減価」と「不完全減価」の区分といったような、 それまで無視されがちであった減価償却の必要性を裏 物理的観念を基

礎とする考え方を認容している点などからみても、一体何に基くことが償却の本旨に添うことになるかという点が、

後数週間して裁定された Louisiana Railroad Commission v. Cumberland Telephone and Telegraph Company なお明確性を欠いていたのである。 減価償却費を計上して、そのための準備金(reserves)を設けることの心要性は一応認められたのである。しかし、 事件における判例によっても窺い得るのである。この電話電信会社事件においても、特定年度の蛩用実支出額以上の なお、この当時最高裁判所が抱いていた減価償却認識がどのようなものであったかは、ノックスビル水道会社事件

v. City of Louisville 事件においてもとられているのである。(の) 償とは考えられなかったのである。同様の解釈は、一九一一年の Cumberland Telephone and Telegraph Company である。したがって、この解釈によれば、減価償却部分は、財産額からは控除されても、資本価値の減耗に対する補(5) 基金 (maintenance fund) と解されるものであった。というのは裁判所は、この準備金は、会社の資本に属せしめら その場合の準備金として示されたものは、減価償却基金 (depreciation fund) であり、しかもその実質は、修繕維持 るべきものでなく、財産を常に完全な状態に維持するために用いられる「信託基金」のごときものと解していたから

このように、ノックスビル水道会社事件以後のケースにおいては、最高裁判所の支配的な見解は、 司法的保護の対

せ

象となるものは現有財産そのものであるという考え方に傾き、したがって、減価償却によってその取得原価を回収 全く無視するというのではなく、その減価を物理的に回復する準備資金の保有を認めるということで減価償却を考え しめるという観念は喪失するに至ったのである。ただ最初のうち、裁判所としては、財産の経常的使用に基く減価を

関 ていたものとみられる。またかかる特殊な意味においての、いわば財産減価調節会計 係に おいて、 かかる意味のものを減価償却会計 depreciation accounting と考えていたようである)の存在意義を (裁判所はレート ・ベイスとの

認めたのである。

水道会社事件における判例を継承して、 九一三年の 般化するにつれて、右のごとき意味における会計的償却観念すらも次第に薄らいでいったのである。 しかしながら、既述のごとく料金基準算定のための財産評価原則として、時価を建前とする本来の再生産費基準 Minnesota Rate Cases である。このケースにおいて、 その後の裁判所の減価償却認識を方向づけたケースとみられているものは、 判事ヒューズ (Hughes)は減価償却を次のご ノ ッ クスビ

とく評している。

は、

なくて、 of reproduction new)場合には、現実の減価の程度を示して差引くべきである。 (cost)の見積りに当って、増価すべき項目があればそれもまた示すべきである。そうして、広範な全般的比較では ている。 ーケン料金事件において、組織全体の再生産費の見積に関して、会社が州際商業委員会に出した報告書に明示され に減価があることは間違いないであろう。それゆえ価値の見積りが新しいものの再生産を基礎とする (on the basis する実際の設備の減価であるということに留意すべきである。設備の多くの部分に、例えば手持ちの旧 。 問題の減価(depreciation) 物的評価(physical valuation)をなす勘定の貸借いずれの側にも入る項目を示すための個別的調査 (spe-この事件においては、 州の委員会の技師が財産の減価は八百万ドル乃至九百万ドルと見積った。 修繕や取替によって克服されるものでなく、 新しいものとの比較によって判 このことは、一九〇七年のスポ 施設や装置 もし価格

橋大学研究年報

商学研究

5

cific findings) をなすべきである。

賢明さに依存する程度が大きい。しかしながら、評価は公共的用役をもたらす財産についてなされるのであり、 完全である。」(傍点・筆者) 用者の技能についてではない。 いるならば、その金額を見出して差引くべきである。もしこれが実行されないならば、実体財産の評価は明かに不 「財産の現在価値 (present value) それゆえ、個々の実体項目が新品の価値で見積られる場合、もしも実際に減価して を確定することが目標である。財産の現実の利用は、それを使う人の能力と 利

定さるべきものとみられている。こゝにはもはや会計上いうところの償却としての減価観念は存在しない。 るものがあれば増価計算を行ない、 によるものとみられている。しかもそれは具体的設備財産の各項目別に推算すべきものとされ、その際値上りしてい (depreciation) は正に増価 (appreciation) に対応するものであり、そのときどきにおける財産の現状に基いて算 の判例では、 減価 (depreciation) は文字通りの財産減価を指しており、その推算は現有財産の新品価額との比較 減価をそれだけ減少せしめるべきものと解されている。したがって、ここでは減

償却(accounting depreciation)観念は、再び払拭されるに至ったのである。これは、くり返し述べたごとく、 かくして、この問題が損益計算の間題として、 正面から取上げられた頭初においてその萠芽をみせた会計上の減価 財産

評価に際して、その現在価値を重視する余り、その面からのみこの問題が考えられたからにほかならない。殊に第一 次大戦後の物価高騰期を迎えて、 レー ・ベイス設定のための評価問題は、 物価水準の査定とその動向を推定するた

めの論義に終止し、この間減価償却をどのように見積るかということは、

ほとんど問題とされなくなったことにもよ

るのである。裁判所としては、既述のごとく、再生産費時価基準によることを原則視する考え方を強化し、一九二〇

年代に入って、終に耐用命数を基礎とする年度減価償却費の計算ということを完全に否定するに至ったのである。 九二〇年代初頭における、裁判所の減価償却に対する代表的な見解は、同年の Consolidated Gas Company of

New York v. Newton 事件における判事ハンド(Hand)の意見によって知ることができる。」

「被告(統制者側・筆者註)は、設備全体の耐用年数によって計算される設備の全部価値からの年度控除額に基礎

決定さるべきかについてはまだ権威ある決定を下していない。事件の審査に際し、その原則についてある一つの立 をおく減価償却要因を主張している。最高裁判所(ノックスビル水道会社対ノックスビル及びミネソタ料金事件 は、料金基準の推算に当って、減価償却を妥当な要因として認めた。しかし、それがどのような原則に基いて

場をとることは、さけがたいと思われる。」

であるとするならば、減価償却がとりあげられるのは、問題とする設備更新のための控除額が、 「もし私の信ずるごとく、『レート・ベイス』に対する適当な基準が、 同じ能力の代替設備の時価 設定された基準よ (present cost)

りも将来より一層大となる場合に限られる。」(傍点・筆者)

「他方、原価(original cost)によって『レート・ベイス』が算定されるときは、 減価償却は重要となる。

能力の損耗(loss of capacity)があらわれる限り、 る方法をとるであろう。同一能力の設備の現在価格がそのようにして求められるならば、問題とする設備の原価 は、この場合マスターが行なったように推算するよりも、むしろでき得れば経験によって設備の現在価格を確 それだけ減価償却によって減額しなければならないことは明ら 実際家 には

過去の減価償却で相殺しなければならな

しかしながら、

かかる計算において、過去に更新したものは、

する余地はないのである。 た筈である。 そして、 もし実際に能力が同じ状態であるならば、 かかる場合において、 減価を求めるとすれば、 減価償却を それは 『物価水準』の変動に限られるべ 『レート・ベイス』 の決定に考慮

きである。」(傍点・筆者

カュ カゝ

スビル水道会社事件で、一旦受け入れられた会計上の減価償却観念の完全なる排除であることは、 る場合でも、年度減価償却ということを考慮する余地は全くないものとみるに至ったのである。 以上のごとく、 裁判所はレート ・ベイスの裁定に当って、 時価基準による場合はもとより、 たとえ原価 この判決が、 もはや詳述するま を基礎とす ノッ

最後に、 下資本としてのもとの価値は、この問題に関する限り、 当時の関心事であった「物価水準」の問題が提起されているが、しかし、こゝでは、将来の取替費の値上り 何の重要性も持たないものとされたのである。 なお、 判例

が

配慮された場合の問題として出されているのである。

でもないであろう。

こ」では、

レ

ート・ベイスとしての財産は、

物的な生産能力本位に考えられており、

企業への投

あ

償却問 追いやられてきたのである。 このようにして、 題は、 しばしば論議の対象とされながらも、 公益企業の料金規制が裁判所の発言権とその考え方に強く支配されていた時代においては、 これはいうまでもなく、 その意義が正当に認識されることは比較的少なく、 財産評価の面 からのみ、 この問題がとりあげられてきたことに 問題の埒外に 減価

るということは、 よるのであるが、 企業の財務計算制度の未発達な状態の下においてならばやむを得なかったとしても、 それにしても、 公益企業料金の適正を期すための計算要因から、 減価償却問題を全く切離して考え 少くとも今世

することを長く拒んできたのである。それには、またのちに述べるごとき別個の観点からする切実な理由が存在した る既成観念は、容易に崩されることはなかった。また、一般に公益企業自からも、財務会計上、減価償却制度を採用 紀以降における代表的な設備産業の財務体制の下では、不合理の謗を免れなかった。だが、裁判所のこの問題に対す

のである。

- (1) この事件は、ノックスピル市が制定した最高水道料金について、同市の水道会社が公正報酬の原則に反するものとして提 訴したケースである。最初、下級裁判所は会社の意見を支持して、会社の財産額に対する報酬が少な過ぎることを認めた。し た事柄は、減価償却費をレート・ベイスとしての再生産費から控除することの是非についてであった。 かし、最髙裁判所の判決では、これがくつがえされ、市当局の決定した料金を妥当としたのである。その論争の中心点となっ
- (a) J. Bauer; Effective Regulation of Public Utilities, 1925. p. 75.
- 3 Rate-Making, 1916. pp. 265~269, P. D. Woodward; op. cit p. 74.) いうのであり、この判例自体としては、償却費計算の必要性を十分に認めていたものといえよう。(Henry Floy; Valuc for れは将来の取替準備の窓味で考えられたのか、或いは過去の原価の償却を窓味したのであるか不明であった点を指してそう フロイ(Henry Floy)はこの判例を批判して、こゝで滅価償却費計算が認められたとみるのは軽卒だと述べているが、
- 4 George O. May; Financial Accounting-A Distillation of Experience, 1946 p. 126.
- (5) H. E. Riggs; op. cit. p. 171
- (ω) H. E. Riggs; op. cit. p. 174

(三) 廃棄準備及び取替会計時代

on)、全国鉄道及び公益企業委員会協会 (National Association of Railroad and Utilities Commissioners)、及び てきていることは周知の通りである。また各州に設けられた進歩的な公益企業委員会の影響力も看過し得ない。 連邦動力委員会(Federal Power Commission)が、それぞれの統制領域において、最も広範に亘る影響力を及ぼし 公益企業の統制団体たる各種の公益企業委員会であった。就中、州際商業委員会(Interstate Commerce Commissi-公益企業の合理的な料金設定に、会計的減価償却観念の導入を図り、今日の減価償却制度の確立に尽力したものは、

は 度の統一化を図ってきたのである。特に固定資産の会計処理に関しては、早くから年度減価償却計算(anual depre-きたのである。その際、最も重視されたものが固定資産会計であったことはいうまでもない。 価格の算定ということに、信頼をおくことは殆んどなかったといってよいであろう。しかし、公益企業委員会として 常に疑義を抱いてきたのである。少くとも、一九三〇年代の半ば頃までは、かかる会計手続を通して求められる財産 ciation)を実施せしめることを考慮しており、その計算結果が、レート・ベイスとしての財産評価にそのまま接合せ たごとく、裁判所は、 しめられることによって、その手数を除くことを望んできたことはいうまでもない。しかしながら、これまで詳述し これらの公益企業委員会は、それぞれ成立頭初より、企業統制の手段として企業財務に関する規則を設け、 企業の財務制度を支える会計の統一化を図るという側面から、 実際取得原価 (actual cost)に基礎をおく会計数値を評価の裁定基準にするということには、 その基礎を確実なものにするための努力を払って

員会が鉄道事業の会計規程を設けた際、一部の固定資産について滅価償却費計算を行うことを命じている。また一九(2) そこで、まず近代公益企業の先駆をなした鉄道事業についてみるに、この分野では、既に一九〇七年に州際商業委

た指示書では、近い将来に起る廃棄損失のみを補塡し得る準備金を設けしめることにとどめたといわれている。さら(4) age-life depreciation) によることを建前とすべきであるという議論も出たのであるが、委員会がその評価技師に発し 道事業にすべての固定資産の減価償却を実施することを指示したのである。このとき、既に定額法償却 (straight-line 一三年に議会を通過した鉄道事業に対する財産評価条令(Valuation Act)が制定された際には、同委員会は、各鉄

placement accounting)を採用する会社が少くなかったからであるとみられる。 というのは、この分野においては、前にもふれたごとく、実際には古くから財務上弾力性を保たせ得る取替会計(re-をとらせようとしたのであるが、実施困難を理由に強い反対を受けたので、その実現をみるに至らなかったのである。 一九二〇年の運輸条令(Transportation Act) が制定されたときには、委員会は事業をして正規の減価償却手続

法による減価償却を実施することを提唱したのであるが、その普及をみるには至らなかった。これは、当時の電力会 って減価償却制度の採用が、連邦動力計画に従う電力会社に対して勧告されたにとどまる。同委員会は、やはり定額 つぎに、電力事業の分野についてみても、全国的には、連邦動力委員会が結成された一九二〇年に、同委員会によ

社をはじめ、 減価償却に関する手続が織り込まれたにとどまる。 である。僅かに、この頃公益企業統制の進んだ一、二の州において、公益企業統制法に基く統一会計規定が制定され、 ガス事業、水道事業等の固定資産会計の多くは、廃棄会計(retirement accounting)によっていたから しかし、 それとてもやはり廃棄会計を建前とし、その実質は、い

ものについての吟味をすることにしよう。 わゆる利益留保としての廃棄準備金 (retirement reserve) の設定を認めるものであった。以下、その最も代表的な

の制度は、その後におけるこの種公益企業の一般的な減価償却方法の先駆をなしたものとみられる。この減価償却準 た「ガス及び電気事業の統一勘定体系」(Uniform System of Accounts for Gas and Electric Companies, prescri-米国において公益企業財務統制を最も早くから整備したマサチューセッツ州の公益企業局が、 Department of Public Utilities of Massachusetts)で示した減価償却準備金(depreciation reserve) 一九二一年に制定し

に備えて、営業費その他の勘定に借記された額は、この勘定に貸記すべきである。」 「会社の事業活動に役立たなくなった財産の廃棄、 並びに経常的修繕によって回復し得ない消耗に基く価値の損失

備金勘定については、つぎのごとき規定が設けられた。

ており、また、 この減価償却準備金との相殺は、必ずしも廃棄の際におけるその設備勘定の原価であるとは限られていないのである。 償却剰余金処分」"Appropriations of Surplus for Depreciation"勘定を用いる)によって行なうことも可能とされ ープに属せしめられていたからである。さらに、 った。というのは、準備金への繰入れは、 右の規程は、一見していわゆる減価償却引当金の設定を命じているようであるが、その実この準備金はそうではな 貸借対照表上も、 自家保険及び偶発損失準備金(Insurance and Casualty Reserve)等と同じ勘定グ その一部もしくは全部を利益剰余金の処分 財産の廃棄処理についての規程をみると、 (損益勘定番号四一五 廃棄された設備財産と 「減価

すなわち、「廃棄の際にその設備の簿価が原価を現わしていないときには、その金額を推定して、その事実と推定基

の他予期せざる事態を招いて廃棄されるような場合、 廃棄財産の「原価」と「準備金」の齟齬は、「減価償却剰余金処分」勘定で調整される。また、財産が偶発的事故そ た財産の原価を十分補償しうるよう、 その準備金残高の合計額を修正しなければならない。」としている。この場合、 かかる廃棄財産の原価を、一旦勘定番号二一七の「財産除却」

(Property Abandoned) に借記しておいて、この「減価償却準備金」でもってなし崩しに償却してゆくことも認めて

準とを記載することを要し、それと同時に、貸借対照表勘定番号三一九の『減価償却準備金』を取崩して、廃棄され

いるのである。 失を平準化するための弾力性のある積立金制度であったのである。公益企業財務上、このような積立金を設けること して意見の一致がみられなかったので、 益企業委員会協会」が鉄道を除くすべての公益企業のための統一勘定体系の成案をまとめた際に、 このように、 他の諸州における健実な会社でも広く採用されていたようである。このことは、一九二二年に「全国鉄道及び公 7 サチュセッツ州で採用された減価償却準備金制度は、償却毀計算というよりは、 結局マサチュセッツ州におけると同様の準備金制度を認めざるを得なかった 減価償却方法に関 設備財産の廃棄損

priation from surplus"行う)、「財産除却」の三勘定を用いることとした。これがために、会社は期間利益を自 に相当する「廃棄準備金」(Retirement Reserve)、 は進歩的な勘定体系と認められるものであったのであるが、 公益企業の財産評価問題と減価償却観念の発達 利益剰余金(「準備金への繰入」を繰越損益 固定資産の償却廃棄については、 既述の減価償却準備金 勘定より "appro-

右の全国協会が最初に公表した統一勘定体系の規程は、電気事業に適用されるものであった。これは、(8)

当時として

ことによっても窺い得るのである。

橋大学研究年報

商学研究

費準備会計(鉄道の場合)、もしくは廃棄損失準備会計(電気・ガス事業等の場合)の採用をみたのである。 自覚していたものとみられる。 を附言したのである。ということは、反面この処理が、この頃既に確立していた、いわゆる減価償却ではないことを している。しかし毎年かかる目的を有効に達成するためには、収益額に対して正当な注意が払われねばならない」旨 の規程では、「廃棄準備金勘定を設けるのは、 設備財産の廃棄費用 このようにして、公益企業の統制団体が最初意図した減価償却制度の導入は実現されずに、それと似而非なる取替 (retirement cxpcnse)ないし損失(loss)として廃棄財産額を示すことにしている。 かかる損失の負担が毎年できるだけ実際的に平均化することを目的 両者は、

ので、近代的な減価償却制度の確立をみるまでは、両者とも、それが正規の減価償却ではないにしても、それに代る もない。ここで留意さるべきことは、両者はその性格を異にするとはいえ、ともに資本維持を本来の目的としてきた また後者は、旧設備廃棄時における当該資産原価の喪失を補塡するために利益を控除しておくものである。 金に類するものであり、将来の新設備取替のための費用を見越して利益を控除しておくことを建前としたものである。 会計理論上その本質を全く異にするものである。前者の本来の性格は、いわば実体資産を保持するための修繕費引当 前者がいわゆる実体資本の維持を目的とし、 後者が名目資本の維持を目的とする措置であることは論証 したがっ するまで

論上においてさえ、

ものとしての機能を充分に果すものと考えられてきたということである。

多くの場合両者は識別されることなく、更新法(renewal method)として広く採用されてきた

その限りにおいて、

実務上はもとより、

o. 7

は、 さらに、これらの準備金制度の運用についてみるに、 後に減価償却制度に切替えられたときに、 固定資産にか しかもその実質は、 かわる損失額の年度負担額を調節するためのものとして、企業利益の平準化手段に供されてきたの 固定財産廃棄損失をある程度まで緩和するための方策である場合が多かった。このこと 既存の準備金をもって、正当な減価償却引当金となし得た企業は少く、 前述の勘定規程にも明瞭に現われているごとく、 廃棄準備金

その多くは償却不足であった点からみても明らかである。(エ) ところで、このような取替ないし廃棄準備会計は、古くからの財務慣行として会社自身が採用してきた処理を制度

その第一は、公益企業が創業期もしくは急速に拡張を続けている時期においては、 るを得なかったのである。またその時期が近づくにつれて、公益企業の利潤も増大するのが普通であり、財政的余裕 としては、設備が十分に利用されて、廃棄・更新される時期が追ってから、 入も少く、従って、 化し得る余地を残すという短期的財務政策理由のほかに、つぎのごとき実際的並びに理論的理由が存したのである。 化したものであることは前にも触れたごとくである。これには、 最初から減価償却によって資本回収を行うことは実際上困難であったからである。 企業がその財務に弾力性を保ち、 その補塡を考慮するという方策をとらざ 設備の利用度が低いために料金収 毎期の利益を平準 そこで、

らびに部分的取替によって半永久的に使用を持続せしめることが可能と認められたからである。 第二の理由は、 必需用役を生産する公益企業は、恒久的産業とみられ、 またその事業用設備財産の多くは、 殊に、公益事業用財

を生じてくるので、

準備金を積むことも容易になる、

というわけである。

枕

橋大学研究年報

久に持続せしめ得るものである。 同 輛 種類の多数単位財産からなるものが相当部分を占めている。 電力事業の電 柱、 電線、 したがって、 計量器 の類がそれであるが、 物理的財産自体の保修、 これらは、 維持が間断なくおこなわれておれば、 しばしば指摘されるごとく、鉄道の線路、 何れも実際の取替によって耐用命数を永

木

て

おく程度で差支えないものと考えられたのである。

な財産の減価を見積る必要はなく、

ただ、実際の更新に際して巨額の費用を要する時期に備えて、

利益を若干留保し

経常的

第三の理由は、 レート・ベイスとの関係において、 廃棄準備金は、 減価償却引当金のごとく必ずしも財産

施設の経過年数によってその財産価値は左右されない」という考え方が基調をなしていたからである。 で全体としての利用価値は変らない」、 備金が設けられる場合、 控除額は少 額から控除されるものとは看做されなかったからである。また、 た時代には、「たとえ時の経過によって多少資産のある部分が悪くなっても、 ない の が普通であっ 財産評価額からそれが控除されないというのは、 たので、 また「企業のサーヴィス供給能力が低下することなく維持され この制度による方が会社にとって有利と考えられたのである。 控除されるにしても、 公益企業がかくる会計制度の下にお 常に他の新らしい部分が注入されるの 減価償却によるよりも、 ている以上、 したがって、 このような進 カン その

廃棄会計並びに取替会計を基礎とする準備金制度が採用された主な理由は、 以上のごとく、 会社の財政的必要と永

財産の減価額とは別個のものとみられたのであ

将来の廃棄損失を補塡するために累積された準備金は、

久財産説を根拠とする減価償却不用論にあったのであるが、 るに及んで、 企業の収益力も増大し、資本回収能力も培われるに至って、償却不足を伴ないがちなこの制度の欠陥が その後、 企業の創業ないし建設期を終えて、 稼動期に入

陳腐化 るものとして、 ろう。つまり、 根本的な原因であり、 漸く反省されるようになってきたのである。また永久財産説も、物質的減価(physical depreciation)に対する機能、 は、会計数値についての客観性並びに信頼性が得られず、したがって、裁判所にも無視される結果を招いていたもの 企業の主要財産である固定資産についての経理が明確性を欠き、 的減価(functional depreciation)原因が重視されるようになって、その積極的論拠を失うに至った。交通諸機関 裁判所の企業財務問題に対する不介入主義が漸次明らかにされるようになり、企業財産についての物的評価 レート・ その顕著な事例であることは周知のごとくである。しかしてこのことは、 ベイス算定に際してその優位性を喪失するに至ったことも看過し得ない。このことは逆にいって、 陳腐化を考慮せざるを得なくなってきたということである。さらに、消極的ではあるが、 確実、 さらに、現行制度を反省せしめる基本的要因でもあるので、特に銘記されねばならない点であ 挙証性を重んずる会計上において、
 判例にみたごとく、これを事実としてではなく、(2) これが企業の恣意的な財務政策に左右されてい 旧会計制度を崩壊せしめた最 既述のごと 予想され

度導入の道が開かれたのであるが、それは、一般的にみて一九三○年代の中ばすぎに至ってからのことである。 かくして、公益企業統制団体が、 多年の懸案としてきた「資産評価」と「損益計算」を統一する近代的減価償却

(1) 拙著「公益企業会計」一五九頁—二八二頁

米国で、公益企業の体系的な会計規制(accounting regulation)にはじめて着手したのはマサチュセッツ州においてであ すなわち、 一八七六年に、州当局は鉄道委員会に対して、鉄道及び市街鉄道会社の帳簿及び勘定組織を統

商学研究

Public Utilities in American Capitalism, 1957. p. 255) 化する規程を設けることを命ずるとともに、企業統制に資するため、勘定帳簿の検閲権を与えている。さらに、一八八五年に はガス会社に対し、また一八八七年には電気会社に対して、同様の措置をとることが要請されている。(Martin G. Glaeser;

- (2) この年委員会は、はじめて営業費の勘定分類(Classification of Operating Expences)を制定したのであるが、このと 取替会計によることを認めた。 他運搬具類に属する財産についてのみ、減価償却費を計上せしめることとした。線路や一般建造物等の固定財産については、 きには、いわゆる増設並びに改良費(additions and betterments)を営業費に算入することを禁ずるとともに、車輛、その
- 3 Perry Mason; Principles of Public-Utility Depreciation, 1937 pp. 60~68.
- 4 P. D. Woodward, op. cit p. 74
- 3 William E. Hooper; Railroad Accounting 1915 pp. 29~54.
- (Φ) William S. Krebs; Replacement and Retirement Accounting and Rate Base Valuations, Accounting Review, October. 1950. p. 354, National Association of Railroad and Utilities Commissioners; op. cit p. 23
- (7) The Commonwealth of Massachusetts; Department of Public Utilities; Uniform System of Accounts, ctive July 1. 1921 p. 68
- (8) この勘定は、「規定」では未決算勘定(suspence account)とされているが、その実質は損失の繰延勘定である(Ibid p 25. pp. 27~28)°
- 9 前揭 拙著一七一頁—一八二頁。
- 拙稿「公益企業会計における取替会計思考の吟味」会計 第七一巻六号 三二頁。

îì William S. Krcbs; Rate Bases Problems Presented When Ulilities Shift from Retirement to Depreciation,

The Accounting Review, July, 1950 p. 283 ノックスビル水道会社事件の判例では、陳腐化は「完全減価」の範疇に属せしめられ、税法でも最初は「実現された陳腐

12

化」ということで、これが配慮されたのである。

(四) 減価償却概念の確立

換する契機をなしたものは、一九三七年のこの分野における「統一会計制度」の改革であった。またこれを推進した 資産取得原価を基礎とし、その経過年数を計算根拠とする費用配分方法、すなわち近代的な年度減価償却費制度に転 米国における公益企業の固定資産会計が、前述のごとき廃棄会計ないし取替会計によることを全般的に改め、固定

Committee on Depreciation)は、減価償却制度確立のための諸活動を集約する最も重要な役割を果す機関であった。 会の報告書をもってする減価償却制度導入の勧告を、 系」の規程を全面的に改正することとし、また、減価償却特別委員会を同年結成して、その後数回にわたって同委員 というのは、この年に、同全国協会は、同協会並びに連邦動力委員会が一九二二年に制定した前記旧「統一 ものは、各種公益企業の統制団体であり、特に、全国鉄道及び公益企業委員会協会の減価償却特別 委員会(Special 一般公益企業に対しなしてきているからである。 勘定体

つぎのごとく述べられている。 九三七年の「統一勘定体系」において明示された減価償却概念は、今日一般に定義づけらているものにほぼ等し

5

消耗もしくは将来の廃棄によるものであり、その原因は、通常の営業活動として知られているものであり、 は回復することのできない用役価値(service value)の減損を意味する。その発生は事業設備の利用過程に 「減価償却は、公益企業用償却設備 (depreciable utility plant)に適用されるものにして、経常の補修によって それ おける

化 陳腐化、 技術の変化、 需要の変化並びに公共当局の要請事項の変更等が存在する。」

ついて会社は保険で救済し得ないものである。考慮さるべき原因には、磨滅及び破損、腐蝕、自然の作用、

不適応

以上の定義のうち、減価償却そのものの本質について、減価償却特別委員会の報告書では、 つぎのごとく述べられ

が用役を提供することを廃止せしめる一つもしくはそれ以上の作用によってもたらされるものである。」 「減価償却は 財産の耐用命数、 能力又は効用の全部もしくは一部の消滅ないし消費であり、それは、 カゝ かる財産

う財産価値の喪失観念は、減価償却の性質から除かれている。そして積極的に、「減価償却は、用役原価(a cost of るとまったく同一の事項が示されている。だが、これまでしばしば指摘されてきた「保険で救済し得ないもの」とい なお、財産の廃棄をもたらす作用力としての具体的減価償却の原因については、報告書にも、統一勘定体系におけ

service)となるものである」(傍点・筆者)との規定をおいている。

観念に基く財産減価との相違を明確ならしめるために、「経常の補修によっては回復することのできないもの」という ないのであるが、ただその認識の仕方において質的な違いがあることを看過し得ない。「統一勘定体系」では、旧い 右の特別委員会の報告書における減価償却概念と、「統一勘定体系」におけるそれとでは、 実質的に あ まり相

いえないようである。 とを区別して、後者を重視する新しい減価償却概念が確立されたのである。 れに対して、特別委員会の報告書では、 ならない。 財産を、 値の減少観念でもって示されており、 「用役原価」 将来の用役概念でもって把握している。 概念を当てている。 というのは、古くからの原価概念を未だに固執して、 これまで実際に犯されがちであった修繕費との混淆をさけ、さらに償却対象として このように、 減価償却から旧い価値観念、 その限りにおいて、 減価償却原因としての実態的減耗並びに経過現象と、 しかしその表現は用役価値の減損 財産評価観念の残滓をとどめているものとみられる。 即ち評価概念を完全に払拭して、 その計理体系の基礎としているからにほ しかしながら、 (loss in service value) しらら その展開はまだ十分とは 価格形成問題 これに能動

価

従来の表現をとりながら、

まず、

体的基礎と廃棄単位をこれによって定めている。 ており、 せしめることにし、さらに、 また別に詳細な「財産単位表」(List of Units of Property)を作って各資産の耐用命数を定め、(5) 償却の基礎価格としては、 また、 単なる取得原価とは異る公益企業独自の 減価償却引当金も、 設備財産別、 稼働状況別に細分して処理 「原初 原価」(orig 償却の具

を採用せしめることにしている。

か

現在の統

勘定体系における償却計算の方法は、

この分野で最も多く採用されてきた定額法によることを原則とし

得しているときは、 際の実際の原価」であると定義されている。 償却の基礎価格としての原初原価は、「法人たると個人たるとを問わず、何人かの財産が最初に公共 いわゆる歴史的原価 (historical cost) と異らないが、その財産が他より譲渡を受けた場合、 したがって、 この原初原価は、 公益企業が頭初より公益企業用財産を取 の 用に供され

公益企業の財産評価問題と減価償却観念の発達

ある

た

は合併などによって取得した場合に相違を生ずるものであり、その際原初原価を超える取得原価部分については、

別に まり、この原価設定の趣旨は、償却の基礎価格を最初の公共的投資額に求め、その後の譲受、合併、組織変更、再評 「調整勘定」(Acquisition Adjustment Account)を設けて利益処分で消去せしめる建前をとるものである。つ

preciation)として知られているものにほかならない。現在、適正料金を算定するための「公正報酬」は、このよう(6) に基いて算定されるレート・ベイスが、既述の慎重投資額基準であり、「原初原価差引減価」(Original Cost less De-価等による財産の増価 (approciation) 額を排除することにある。このような原初原価主義 (original cost principle)

な財務会計上の資産額に対して与えられるべきものとされているのである。

右のごとき原初原価に対し、また、「原価主義」そのものに対し、これまで物価変動への適応と

いうまでもなく、

ている。しかし、これらの多くは、 礎とする会計数値の確実性、 んに価値尺度の修正がなされているにとどまっている。このことは、しばしば指摘されてさているごとく、 いう見地から、多くの批判と反省が加えられてきている。その結果、原価数値の物価指数による修正方策も建てられ 挙証可能性の限界を厳しく守るためであり、少くとも期間損益の計算体系に、将来の予 減価償却計算に関する限り、 旧原価 (費用) 配分の計算体系を崩すことなく、 収支を基

た

画することは当然であるとしても、また、これはその計理構造内に残すにしても、企業会計全体としての計算構造並 想要因を大帯に取入れることを忌避するからにほかならない。しかしながら、会計の本旨として、この一線を計算上

びにそれを貫く基礎概念まで、すべてその範疇をもって限界づけることについては疑義を抱かざるを得ないのである。 1 この特別委員会は、 一九三七年に結成され、委員は主として州の公益企業委員会の会計並びに技術スタッフの内から選任

調査研究の成果を詳細にとりまとめたものとしては、「一九四三年及び一九四四年度の滅価償却についての委員会報告」が出さ されている。一九三六年以降、 引続き報告書を提出しており、Nelson Lee Smith が委員長である。この委員会の発足以来、

連邦動力委員会の協力を得て、一九五二年にも同様の報告哲を出している。

れており、また、

- (a) Federal Power Commission; Uniform System of Accounts, prescribed for Public Utilities and Licensees subject to the provision of the Federal Power Act. Effective January 1. 1937.
- (3) ibid Definitions 13. p. 5.
- Special Committee on Depreciation of N. A. R. U. C.; op. cit. p. XIV.
- 3 支出の具体的区分が明確にされることになった。その処理法は、物件(Item)を主要物件と附属物件とに分ち、 の財産単位表によることが著しく困難な場合には、委員会に申し出て修正希望案を別に提出してその認可を得れば、それによ 科目別に詳細な品目別分類がなされており、これに基いて個別償却計算を行なうことを建前としている。なお特別の事情でこ ることもできるものとしている。この制度が設けられたことによって、これまで混淆されがちであった資本的支出と、 財産単位表は、「統一勘定体系」が制定された翌年、すなわち一九三七年二月一日を施行日としている。これは各資産勘定 前者を取得し 収益的
- 6 拙稿「公益企業会計におけるオリジナル・コスト設定の意義」会計 第六〇巻 五号 五〇頁以下。

事後に取替または増設されたときは収益的支出とするのである。

た場合の支出は常に資本的支出とし、後者については、最初に主要物件とともにそれが取得された場合には資本的支出とし、

- (γ). American Accounting Association, Committee on Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements; Price Level Changes and Financial Statements, Supplementary Statement No. 2, The Accounting
- Review, October 1951, pp. 468~474. Study Group on Business Income; Changing Concepts of Business Income.

Perry Mason; Price-Level Changes and Financial Statements, Basic Concepts and Methods, 1956.

Coughenour Jones; Price Level Changes and Financial Statements, 1955.

8

拙稿、「見積負債会計」体系近代会計学

第三巻

持分会計第六章参照

結――減価償却観念の反省

あったのである。 他方において財産そのものの減価ということは、当然問題とされ、二者の関係は完全に切り離されていたのである。 me)の算定上配慮さるべき事柄とされていた。しかもそれは、「資金計算」を目的とするものであった。したがって、 観念を再度顧みるに、それは必ずしも明確にそうであったとはいい難いが、主として配当可能利益(divisible inco-レート・ベイスとしての財産評価が問題とされても、それとはかかわりを持たないものとみられがちであった。また、 たものといえよう。 って、公益企業用設備財産に対し、 このときにおける償却計算の根拠は曖昧であった。したがって、減価償却概念そのものは、 スミス事件以前はもとより、その後もノックスビル水道会社事件に至るまで、いわば混迷状態にあ なお留意さるべきことは、 減価償却(dcpreciation)ということが意識され出した頃の支配的な償却の 当時一般企業の間においても、 減価償却制度がまだ一般的慣行とし 不明確なもので

道会社事件以降である。 減価償却と「財産評価」との接合問題が、レート・ベイスの算定上考慮されるようになったのは、 しかし、 不明確とはいえ、 頭初認識された「損益計算」のための減価償却という観念は、そ ノックスビル水

て確立されていなかったということである。

reserve のを見積ることによって関係づけられるものと考えられた。 償却との関連が問われる場合には、 depreciation) の ようになったのである。この頃よりレー 後次第に薄らぎ、 おける関連 ・ベイスより控除すべきものと考えられたりしていたのである。 fund) 方式における償却観念は、 は に相当するものを指摘して、これに対応する引当特定資産が保有されている場合に限って、 そのときどきにおける財産そのものの、 必然性を持つものとは解されず、 設備の実際の修繕、 ト・ベイスとして採用された再生産費差引減価償却 正にかかる財産減価であったのである。 減価償却認識自体も正当視され得ない 維持のいわば不足額 (deferred maintenance) 価値 あるいは、 の減損と認められるものを指して減価償却と称する したがって、 ときに は 減価 しかも、 財産評価と減価償却との財務会計 償却 財務会計上における ものであった。 積 (reproduction cost 立基 金 (depreciation に相当するも これをレ 減 価

会計を採用したので、 故をもって、 棄準備金と減価償却引当金とを混済して、 基く年度減価償却概念の形成に伴い、 たのであるが、 般に認められる減価償却制度導入を無用とし、 一九三〇年代以降、 これと財産評価との関係は、 これを改めざるを得なくなったのである。そこで公益企業では、 般固定資産会計についての認識が深められるにつれて、これが減価。 両者を結びつけようとする考え方 再び断切られることとなったのである。 それに代わるものとしては、 (随意償却説) もみられないことは この間、 公益企業独 その 第自の 部にお 特殊性 (償却制) 廃 棄準

· て廃 な

ところが、

右のごとき減価償却認識は、

今世紀以降の一般企業会計の発達、

特に一般財務会計上の費用

配

分原則

難されるに至ったのである。そこで、 に代位し得るものではないばかりでなく、

公益企業としても、

財務会計上、

利益処分と費用計算とを曖昧ならしめる不当な制度として批

自からの財務会計を明確ならしめるために、

らすための必要からであるとするならば、われわれとしては、寧ろつぎのような構想に基く減価償却観念の再転換を 先に指摘したごとくである。もし会計上における「原価主義」の修正が、公正にして真に企業の健全なる発展をもた 主義会計の修正案も提示されてきている。しかし、これらの大部分は、原価数値の修正にとゞまるものであることは(タ) 料金論の立場からするこのような統制方式を採用することに対しては、種々の批判が加えられてきている。また原価 に準ずるものである。勿論、前述のごとき個別企業の立場を超えた原初原価主義会計に対する会計理論的批判のほか、(1) Rate Base)へと進展せしめられたのである。爾来現在に至るまで、このような方式を基調として料金統制が実施さ れてきている。わが国公益企業において、最近採用されることになったレート・ベイス方式の料金算定基準も、 行ない、さらに、「客観的にして検証可能な」財務会計数値を基礎とする、いわゆる 会計的料 金基準 却とは、財務会計上において完全に融合されることとなった。だが、その場合の評価額は、会計上、いわゆる固定資産 の未償却残高として算定されるものであり、財産評価本来の意義を持つものでないことは詳論するまでもないであろ れている費用配分原則に基く減価償却制度の採用を余儀なくされることとなったのである。そして財産評価と減価償 う。したがって固有の意味における財産評価問題は、減価償却制度の確立によって解消されることとなったのである。 かくて米国における公益企業の料金統制基準は、減価償却制度の導入を契機として、その固定資産会計の再整備を (Accounting これ

今日、減価償却政策として、時価償却や種々の加速償却(accelerated depreciation)方策が樹てられ、また臨時的特別措置

考えるものである。

として、これらのものが部分的に認容され、実施されてきている。両者においては、その方策を全く異にするとはいえ、

確保のための償却計算への転換ということである。それは、当該個別企業に直結し、しかも実現性を十分に持った将来の設備財 可を経た具体的建設計画のごときものを指す)の財務数値を企業会計に導入して、それを償却の基礎価格とする企業の自己資金 減価償却観念としては依然として既存設備財産の価値、もしくは取得原価が考えられている。ここに提示しようとするものは、 その何れにも属するものではない。 ここで考えようとするのは、公共的規制を制度的に受ける公益企業において、確実性を伴った将来の建設計画(公共機関の認

化への配慮ということである。既存設備は、その使用を開始したときから、既に陳腐化しつゝあるものとみられ、新たに具体的 産価格を償却目標とするものである。このような構想を抱く根拠は、先に指摘しておいたごとく、とどまることを知らない陳腐 資本的には、いわば「完全減価」を直前に控えたものとみられるからである。 な建設計画が確立されたときは、それに基いて更新される旧設備財産は、企業にとっては、たとえなお稼働を続けるとはいえ、

徴却不足の結果をもたらしたごときもの(過去の設備財産価格を基礎とした減価償却積立金制度)、また、たんに期間 損益の 平 このような構想が、取替会計思考にその基礎をおくことはいうまでもない。しかしながら、米国において過去に多年実施され

準化を図るための手段に供された廃棄準備金制度のごとき旧取替会計への復帰をここに提唱するものではない。やはり一般に認 によってもたらされた資金は、現在のわが国の電信電話公社や国鉄が実施しているように、当然かかる計算との結びつきを持つ められる特定の年度を限り、また必要設備額を基礎として、「計画的、規則的に」償却を実施することを前提とする。 また償却

実際の「建設」(資本支出)に充当されねばならないことはいうまでもない。つまり財務会計上厳格なる資金的拘束をこれに伴 わしめるのである。なお償却政策としては、所得課税の公平を期す意味で税務会計上の償却費は分別経理することにしてもよい。

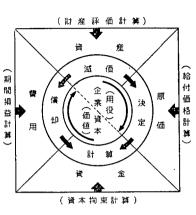
また、償却の限度を既存設備財産額(価値修正の必要ある場合はその額を含む)におくことが穏当であろう。

の関連における諸「基礎概念」の相互関連がどのようになるかを最後に一つの試案として示しておくことにしよう。 以上は新しい意味で考えられる減価償却、というよりは取替会計の考え方である。かかる構想の下において、会計上の収支と

律上確定された債権、債務に限られるべきものではない。負債性引当金のごときが、その最も典型的な事例である。 を内に含むものである。その将来の数値は、企業を計理主体としてみた場合、また今日の会計常識をもってすれば、必ずしも法 いわゆる現実の収支を通しての会計数値による企業財務の会計管理は、債権、債務によってみられるごとく、将来の収支活動

拠は、既述のごとき意味における拘束を伴った更新資金でなければならないと考えられるのである。 給付価格の決定(料金設定)に際して、他の諸費用とともに算定さるべきものと解されるからである。しかして、償却計算の根 (muching) せしめられる費用計算を介して算定さるべきものと解され、その費用としての償却額は、企業の生産物、すなわち ば、寧ろその収入に会計上の償却の事実的根拠を求め、他方、これにその源泉からの資本支出に対する拘束を附与するという面 償却そのものとの関係では、第三次的に考慮されてよいものと思われる。というのは、資産価格はこれまでのように収益に対応 味をなさないものである。従って、それは本来広い意味での資金収支会計上の収入項目とみられるべきものであった。 から償却計算の確実性を考える方がより実質的、かつ理論的であるように思われるのである。この場合、資産価格の問題は減価 のように考えられた時代もあった。また実際の資金計画ではそのように取扱われていることは周知のごとくである。とするなら かしながら、減価償却本来の目的を達成するためには、生産給付に基く収益の獲得、即ち原価の資金化を伴わねばその実質的意 ただ支出を前提とする費用計算面、ないしその結果としての資産価格の減少面のみを把握することが問題とされてきている。し ところで、固定資産に関する会計管理、特に減価償却では、それが多年財産評価との交渉を問題としてきたために、これまで 事実、そ

図型で示せばつぎのごとく表示することが出来る。 そこで、従来の財務会計上の通念としての資産、費用、原価と、ここにいうところの償却目標としての資金との関連を仮りに



的に理解されることは、 るべき価値としての資本は、まず何よりも資金でなければならない筈で 会計手続が、企業資本維持のために採用されるものである以上、維持さ れまで企業会計理論上、繰返し述べられているごとく、減価償却という れの立場における会計が計算形式として考えられる。しかしながら、こ それぞれの視角においてこれを算定することが可能である。またそれぞ 益計算、給付価格計算、資金計算の四者に分たれる。しかして四者は、 算的に把えるものであるが、そ目的から分類すれば、 ある。その資金の意味は、 企業設備を継続的に維持するための引当金、す 減価償却に関する限りにおいて、ここで会計 財産計算、 期間損

上図の示すごとく、減価償却は、企業資本の循環過程の一環を価値計

にほかならない。 われわれは、右図の示す如き関係において、滅価償却を綜合的、機能的に理解し、広義滅価償却計算の本質を更新資金計算に

これまでの「資産・費用」の流れとしてではなく、「原価・資金」の流れに お

い

図型は、右のごとき認識を基礎として、他の三者の計算目的からみた滅価償却に対する会計機能とその相互関連を示したもの

なわち資本拘束計算ということである。

ここでは、 なお、 かかる図型の持つ意義については、さらに諸学説との関係において詳細な吟味と検討を要することはいうまでもない。 公益企業の財産評価問題と減価償却観念の発達 ただ、以上のごとき会計構想に基き、減価償却に未来計画数値の導入をもたらすことの妥当性と、その計理構造上に

これを捕らえようとするものである。 求めるものである。それは、第一義的には、

一三九

おける位置づけをなすにとどめておく。

- 1 綱」を昭和三十五年一月二十八日に制定し、今後の電気料金規制を実施しようとしている。 とき同様のレート(ベイス方式を導入した答申が出されており、通産省当局は、原則的にはこれに則り「電気料金制度改正要 また、電気事業については、同年十二月、電気料金調査会が設けられ、翌年十二月に同調査会の意見がまとめられたが、この 礎とするレート・ペイス方式に基いて作成し、これを通達でもって示して実際に施行している。現在まで、東京ガスをはじめ、 大阪ガス・東邦ガス・西部ガスの四大会社、並びに各地方の中小ガス会社の料金改訂がこの方式に基いて実施されてきている。 昭和三十二年二月、通産省公益事業局は、ガス料金算定要領を、取得原価主義、すなわち「有効かつ適正な投資額」を基
- (a) Willard J. Graham; Public Utility Valuation, Reproduction Cost as a Basis for Depreciation and Rate-Base an Inflationary Economy, The Accounting Review, July 1959 p. 367 ff. The Journal of Accountancy, June, 1944. p. 432 ff. Willard J. Graham; Depreciation and Capital Replacement in Determination, 1934. p. 21 ff. W. A. Paton; Accounting Policies of the Federal Power Commission—A Critique,

ての「コスト主義の吟味」産業経理・第四巻 拙稿「オリジナル・コスト・セオリーの問題点」企業会計・第四巻 一二号 三〇頁以下、 一二号 五三頁以下、同「料金統制に対する企業会計の限界」一橋論叢・第三 同「公益企業料金決定原則とし

四号

三九二頁以下。